

男女共同参画社会づくりに関する意識調査

結果報告書(抜粋)

平成13年3月

金沢市男女共同参画室

目 次

I. 調査の概要	1
II. 調査結果のまとめ	5
III. 調査結果	
■男女の役割分担について	9
■結婚について	12
■就労について	19
■男女間の地位について	29
■男女共同参画社会について	42
■経年比較について	48



I. 調査の概要

1. 調査の目的

男女が意思決定の段階から参画できる男女共同参画社会の実現には、なお多くの課題が残されている。金沢市では、家庭、職場、地域における金沢市民の生活の実態や意識を明らかにし、男女共同参画社会を目指すための基礎資料とすることを目的として、平成8年度から5か年にわたって意識調査を行ってきた。最終年度となる今回の調査では、5年間の総括として、男女間の地位の平等感等の意識の変化や結婚、就労に関する未調査項目および近年重大な問題として捉えられるようになってきた、男女間の暴力に関することについて把握することを目的としている。

2. 設定した設問について

(1) 回答者の属性 …………… 問1～問6

問1から問6までは回答者の性別や年齢、家族構成などの属性であり、一連の調査で継続して採用してきたものである。

(2) 男女の役割分担について …………… 問7

問7は男女の役割分担に対する意識について、同感するか、しないかを尋ねる設問である。平成8年の本調査において、同じ設問を設定しており、過去4年間における経年比較を行うことを目的としている。

(3) 結婚について …………… 問8～問10

問8から問10までは結婚に対する設問を設定している。

結婚については、平成9年の本調査において、結婚観などについての設問を設定しているが、今回は、結婚に対する喜びや負担感を把握することを主な目的としている。

問8は結婚に対して希望を感じるか、問9は逆に、負担を感じるかを尋ねている。問9で負担を感じると回答した人に対して、問10でその内容を尋ねている。

この3問は平成11年に総理府が全国を対象として行った「少子化に関する世論調査」と同一の内容としており、全国平均との比較についても行った。

(4) 就労について …………… 問11～問17

問11では就労についての設問の導入として働く理由について尋ねている。

問12は職場の女性の待遇および環境について、問13は女性が職業を持つこと（持ち

方) について、問14は女性が職業を持つ上での障害について尋ねているが、いずれの設問も平成8年の本調査において設定されたものであり、経年比較を行った。また、問13については、平成7年と平成12年に総理府が全国を対象として実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」と同一の内容となっており、経年変化の状況を含めて全国平均との比較についても行った。

問15は女性の再就職のために必要な支援を尋ねている。問16は女性が管理職につくことについての考えを尋ねている。

問17は男性の働き方について尋ねている。男性の家庭生活への参加には、男性の仕事のあり方に大きく左右されるとの考えのもとに本市が独自に設定した設問である。

(5) 男女間の地位について ……………問18～問27

問18以降は男女間の地位と女性の人権、主にドメスティック・バイオレンス(DV)についての設問を中心に構成されている。

問18はその導入部として、家庭生活、職場など7つの場における男女の平等感について5段階での評価を尋ねている。この設問は平成8年の本調査で設定されており、4年間における経年比較を行うことを目的としている。

問19は女性の人権が尊重されない例としてどのようなものが上げられるか例示をして尋ねている。問20以降の暴力に関する設問への導入の意味合いが強いが、同様の設問は、平成12年の総理府調査(男女共同参画社会に関する世論調査)でも行われている。

問20以降は男女間の暴力に関する質問であり、総理府が平成12年に行った「男女間の暴力に関する調査」の設問をほぼトレースしている。暴力の実態を把握することはもちろんであるが、一連のDVが明確な暴力行為、犯罪行為であることを知らせるという性格も併せ持っている。

問20ではその導入として、男女間の暴力として認識される行為について尋ねている。続く問21では、問20とほぼ同様の項目について、経験の有無を尋ねている。

問22～24では深刻な暴力を経験した人に対して、相談の有無などについて尋ねている。

問25以降は再び全員への設問となり、男性が暴力を振るう理由について尋ねている。本市が独自に設定した設問であり、DVについての認識のあり方を把握することのほか、回答者一人ひとりにDVについての考察をより深めてもらうことも意図している。

問26では暴力が子どもに及んでいないかを尋ねている。なお、問26は問25とともに本市独自の設問であり、児童虐待とDVとのかかわりについて把握することを目的としている。

問27は暴力をなくし被害者を救済する方法についての設問である。

(6) 男女共同参画社会について …………… 問28～問29

問27～28は男女共同参画社会づくりに関する設問であり、いずれも平成8年の本調査において設定された設問と同一である。男女共同参画社会実現のためにできること、そして、回答者自身にできることはどんなことかを尋ねている。

(7) 自由記入欄 …………… 問30

市民の率直な意見を重視するため、今回からは個人のプライバシーを侵害するおそれがある部分などを除いて、調査票に記述された内容を全文記載した。

3. 分野ごとのまとめ

各設問分野の最後に、各設問でみられた特徴、分野全体を通してみられる相互の関係性、そして若干の考察をまとめとして示した。

問8から問10までを「結婚に関するまとめ」、問11から問17までを「就労に関するまとめ」、問18から問27までを「男女間の地位とドメスティック・バイオレンス(DV)に関するまとめ」、問28および問29を「男女共同参画社会の実現に関するまとめ」と題して掲載している。

また、問7「男女の役割分担について」では「男女の性別役割分担意識に関する『どちらともいえない』との回答についての考察」として金沢市民の性別役割分担意識の特性について考察を加えている。

4. 調査の設計

(1) 調査対象

金沢市内に居住する満20歳以上の男女各1,500人を無作為に抽出し、5歳刻みの各年齢層の人口により比例配分した。

(2) 調査方法：発送返送ともに郵送

(3) 調査時期：平成12年8月

(4) 指 導： 名古 道功（金沢大学法学部教授）

八重澤 美知子（金沢大学留学生センター教授）

中野 節子（金沢大学文学部助教授）

5. 回収結果

対象者3,000人のうち、回収数は1,569票（送達不能者19人を除く回収率52.6%）、そのうち、15票が性別不明、5票が白紙の無効票であり、有効回答数は1,549票、送達不能者を除く有効回答率は52.0%であった。

6. 数値の表示

それぞれの回答の比率の小数点以下第2位を四捨五入して、第1位までを表示した。このため、回答比率の合計が100.0%とならない場合がある。

7. 参照した他の調査結果

経年変化の把握や全国平均との比較を行うため、以下の調査の内容を参照、引用している。

H8 金沢市：「男女共同参画社会づくりに関する意識調査」（金沢市、平成8年8月実施）

H9 金沢市：「男女共同参画社会づくりに関する意識調査」（金沢市、平成9年8月実施）

H7 総理府：「男女共同参画社会に関する世論調査」（総理府、平成7年7月実施）

H11.2 総理府：「少子化に関する世論調査」（総理府、平成11年2月実施）

H11.10 総理府：「男女間における暴力に関する調査」（総理府、平成11年10月実施）

H12.2 総理府：「男女共同参画社会に関する世論調査」（総理府、平成12年2月実施）

H12.9 総理府：「男女共同参画社会に関する世論調査－男性のライフスタイルを中心に」
（総理府、平成12年9月実施）

H7 石川県：「男女共同参画社会に関する県民意識調査」（石川県、平成7年10月実施）

H12 石川県：「男女共同参画社会に関する県民意識調査」（石川県、平成12年6月実施）

なお、平成8年の金沢市の調査結果報告書では、不明が除かれているが、平成9年以降の調査では、不明部分も記載している。今回は、経年比較項目で整合性をはかるため、不明部分も含めたかたちで平成8年の資料を記載している。また、総理府による一連の調査は面接方式で行われているため、不明が存在しない。

※不明とは、無回答及び設問に指定された回答数より多く回答するなど、意思が不明確なものを示す。

Ⅱ. 調査結果のまとめ

一 はじめに

過去5年間にわたって、男女共同参画に関する意識調査が実施されてきたが、最終年度となる今回の調査は、男女の役割分担など重要な項目についての意識の変化を明らかにするとともに、早急な取り組みが求められている男女間の暴力(DV)の実情等を探ることが目的とされ、興味深い内容となっている。注目すべき点について若干のコメントをしておきたい。

二 男女の役割分担に関する意識の変化

男女共同参画社会実現にあたって重要なのは、「男は仕事、女は家庭」という男女役割分担意識をなくすことであるが、平成8年の調査と比較しての一定の変化には注目する必要がある。すなわち、男女の役割分担に「同感する方」との回答が6.7ポイント減少する一方で(21.0%→14.3%)、「同感しない方」は7.7ポイント増加しているのである(26.3%→34.0%)。依然として男女間の意識差はあるが(「同感する方」女性：9.1%、男性：21.1%、「同感しない方」女性：39.1%、男性：27.2%)、男女とも同一の傾向が見られ、この間の金沢市等における意識改革に向けたさまざまな取り組みが一定の成果を上げていることを窺わせる。ただし、前回調査同様、総理府調査(平成12年)と比較して、「どちらともいえない」との回答の多さが金沢市の特徴である(今回調査：49.1%、総理府：25.6%)。このようにややあいまいな立場に立つ回答が半数を占めているが、今後、～「同感する方」は当然として～この中間層への積極的な働きかけの中で、男女共同参画意識を高めていくことが重要な課題となろう。また、年齢別に見ると、特に男性の30歳代以下と40歳代以上での意識差が顕著である(例、「同感する方」30歳代12.1%に対し、40歳代22.6%、「同感しない方」同37.1%に対し、同24.2%)。それぞれの家庭や社会での男女の役割分担の影響、学校で受けてきた教育内容、勤労感などさまざまな理由が推測できるが、男性40歳代以上の意識改革も課題であろう。

三 男女共同参画を実現する上での障害

1 家事・育児

(1)男女共同参画社会基本法(1999年6月成立)は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の実現を目指している。しかし、現実にはさまざまな障害があり、

特に家事・育児が大きな障害となっている。今回の調査でも、女性が職業を持ち続けていく上での障害としては、「家事・育児が十分にできない」との回答が圧倒的に多く(71.6%)、前回調査(68.9%)と比べて若干ではあるが増加している。女性が職業を持つことについて、「子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」が一番多く(34.7%)、続いて「一生職業を持ち続ける方がよい」(29.8%)となっており、前回調査と比べて、順位、回答率とも大きな変化がないのも、こうした現実を反映していると容易に推測できる。結婚の負担に関して、未婚女性は、「経済的負担」を一番に挙げる未婚男性とは異なり、「家事の負担」、「親戚とのつきあい」を挙げ、既婚女性も、「行動の自由が制約される」と並んで「家事の負担」を挙げている。

(2)結婚・出産等で退職した女性が再就職するには困難を伴うことが多い。再就職のために必要な支援としては、「求人年齢制限の緩和」との回答が一番多く(56.1%)、次いで「元の職場に再就職できるようにする」であった(36.7%)。男性を含めた中高年の再就職が深刻化して大きな社会問題となっているが、女性・男性という性別だけではなく、年齢如何をも問わず、個人の能力を基礎にした評価が、今後いっそう求められよう。

2 男性の意識

(1)男性の家庭参加は、男女役割分担意識とともに男性の働き方とも密接に関係している。家庭参加と関連させた男性の働き方の問題点につき、男性は、①「仕事が忙しく心身ともに疲れてしまい、家庭生活に参加する余裕がない」(49.0%)のほか、②「男性には仕事をすることが家族への貢献との意識が強い」(43.6%)、③「育児・介護休業制度などがあったとしても、男性には利用しにくい」(35.6%)、④「男性には自分にとって仕事が最も大事との意識がある」(33.6%)、⑤「男性には、仕事で家庭が犠牲になっても仕方がないという意識がある」(28.6%)が上位を占めている。①と③は環境整備の問題であるが、②、④及び⑤は仕事中心ないし仕事を通じた家族への貢献意識である。これについて、ややシビアな見方をしている女性が存在している点に注目すべきである。すなわち、「男性には、仕事で家庭が犠牲になっても仕方がないという意識がある」(女性36.5%、男性28.6%)では、7.9ポイント女性が多く、他方、「男性には外で働くものとの意識が家庭にある」(女性20.0%、男性26.2%)では、女性が6.2ポイント少なくなっており、男性の家庭犠牲への批判とともに男性の勝手な「思い込み」があることを窺わせる。

(2)上記のように、30歳代以下では男女役割分担に関して「同感しない方」が多いが、男性の働き方についても、特に30歳代で特徴が見られる。すなわち、他の年齢層と比べて、家庭生活に参加できない職場環境を問題とする選択肢の回答が高く(「仕事が忙しく心身

ともに疲れてしまい、家庭生活に参加する余裕がない」＜男性全体：49.0%、30歳代：65.3%＞、「育児・介護休業制度などがあっても、男性には利用しにくい」＜同35.6%、同46.8%＞、「家庭生活への参加について、上司や同僚の理解が得られない」＜同16.3%、同29.0%＞、他方、仕事中心的な選択肢の回答は低くなっているのである（「男性には仕事をすることが家族への貢献との意識が強い」＜同43.6%、同31.5%＞「男性には自分にとって仕事が最も大事との意識がある」＜同33.6%、同26.6%＞）。30歳代は仕事上重要な役割を果たすようになるとともに、ライフステージとして育児・子育て期にも該当し、仕事と家庭の負担が重くなる時期である。家庭生活に積極的に参加しようとの意識は、男女共同参画との観点からして評価でき、こうした意識を持ち続けるためにも、職場環境の整備などさまざまなサポート体制を整える必要がある。

四 女性の人権と男女間の暴力

1 女性の人権

女性の人権が尊重されていない場合として、①「家庭内での夫やパートナーから女性への暴力」（33.2%）や②「職場におけるセクシュアルハラスメント」（32.8%）との回答と並んで、③「『女・子ども』といった表現で代表されるように、一人前の人間として扱われていない」（33.2%）、及び④「女性のみならず若さや容ぼうを重視する」（31.6%）も同じ位多かった。上記四項目とも女性の方が高い率を示し、特に④は、16.5ポイントの男女差がある（女性38.8%、男性22.3%）。セク・ハラに代表されるように、性に関しては男女間に意識の差異があり、女性にとっては深刻に受け止められることが男性にとっては「たいしたことではない」と捉えられる傾向がある。しかし、これは、男尊女卑、男女役割分担という伝統的な男女観に起因しており、あらためて「対等なパートナーとしての女性」との意識を涵養することが重要である。

2 男女間の暴力

(1) 幼児虐待と並んで、男女間の暴力(DV)が深刻化し、早急な対策が求められている。「どんな場合でも暴力にあたる」のに、「身体を傷つける可能性のある物でなぐる」(91.0%)のような身体的物理的暴力が高い順位を占めたのは当然として、「大切にしているものを傷つけたり、壊したりする」(61.7%)、「誰のおかげで生活できるんだ」などと言う(50.9%)などの精神的暴力も高い割合を示し、金沢市民の「暴力」に対する敏感な意識を窺わせ、注目される。特に、精神的暴力に関しては女性の方が高い率となっており、そうした被害が身近にあることを推測させる。

(2) 暴力行為等の経験の有無につき、「何度もあった」または「1・2度あった」のは748

人(48.3%)と高い数値を示した。「大声でどなられる」や「何を言っても無視され続ける」との精神的暴力の順位が高いが、深刻な暴力を受けたのも(「命の危険を感じるくらいの暴行を受ける」、「医師の治療が必要となるほどの暴行を受ける」、「医師の治療が必要とならない程度の暴行を受ける」)、145人と無視し得ない人数に及び、そのうち84.1%が女性である。こうした暴行を受けても「どこ(だれ)にも相談しなかった」との回答が42.1%に達している。その理由として、①「相談するほどのことではないと思った」(42.6%)、②「自分にも悪いところがあると思った」(42.6%)、③「相談してもむだだと思った」(41.0%)、④「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思った」(36.1%)が上位を占めている。ここで注意すべきは、まず②及び④の理由、すなわち被害者が自己の責任と捉え、また我慢することで切り抜けようとしている点である。しかし、これが抜本的な解決につながらないのみならず、事態をさらに深刻化させることは専門家がつとに指摘する点である。次に、③の理由も真剣に受け止める必要がある。「相談した」と回答した人も、ほとんどが家族や友人・知人である。これで解決すればいいが、そうでなければ、最終的には行政機関が重要な役割を果たさねばならない。相談体制を充実させるとともに、解決手段・プロセスを目に見える形で周知し、被害者の信頼を得る努力がなされねばならないであろう。

五 男女共同参画社会実現のために

平成8年の調査と比べて男女の平等感、徐々にではあるが増している。今後も、中長期的展望の下、伝統的な男女役割分担意識を解消し、男女共同参画社会を構築していく必要がある。今回の調査でも、「男女ともに能力を発揮できる環境や機会を充実させる」などの制度面とともに、「男女の役割分担に関する固定的な考え方を改める」との個人レベルの面の双方が高い割合を占めたが、家庭、社会、職場などの変容を踏まえ、多様かつ適切な施策が講じられねばならない。

(名古 道功・金沢大学法学部教授)

Ⅲ. 調査結果

問7：男女の役割分担に対する意識

あなたは、一般的に言って「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。次の中からあなたのお考えに近いものを1つだけ選んでください。

- | | |
|-----------|--------------|
| 1. 同感する方 | 2. どちらともいえない |
| 3. 同感しない方 | 4. わからない |

□ 全体集計

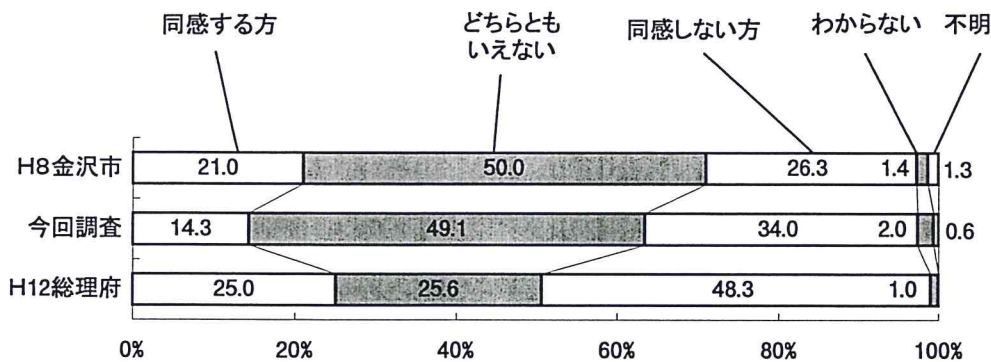
性別役割分担に「同感しない方」が増加、依然として多い「どちらともいえない」

以下に、「男女の役割分担意識に関するどちらともいえないとの回答についての考察」を掲載する。

■男女の性別役割分担意識に関する「どちらともいえない」との回答についての考察

男女の性別役割分担について、「どちらともいえない」と答えた人は5割に上り、平成8年調査から一貫して、5割前後で推移している。この数値は、総理府による全国調査と比較しても大きな数値であり、金沢市の大きな特徴の一つである。

【「男は仕事、女は家庭」という考えについて：全体集計、平成8年金沢市調査・総理府調査との比較】



問7の質問は、「男は仕事、女は家庭」といった考え方についてどう思うかというものがあるため、この設問から「どちらともいえない」が多い理由を直接的に解明することは非常に難しい。そこで、性別役割分担に密接に関係があると考えられる「女性が職業を持つこと」と「家庭における家事分担」の設問から、その回答にあらわれた意識を検討してみた。

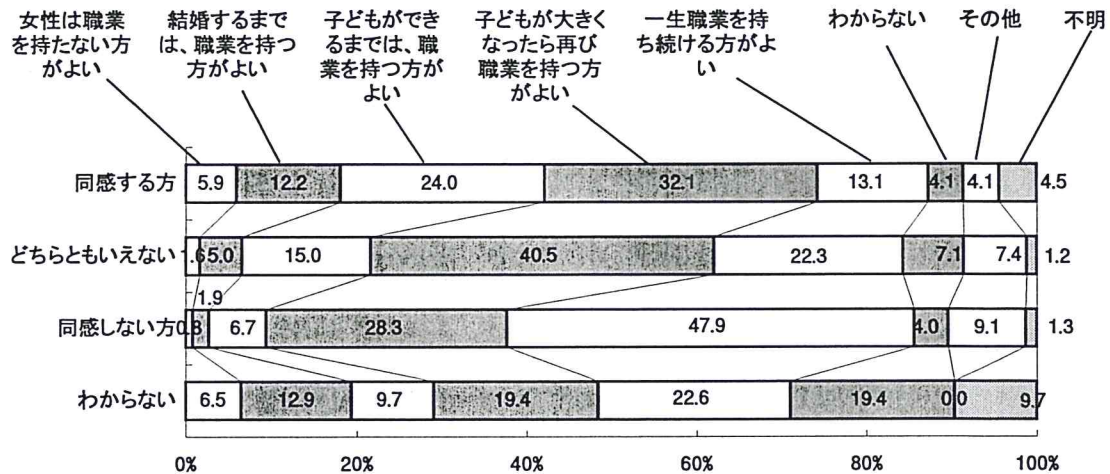
なお、性別役割分担意識と「女性が職業を持つこと」及び「家庭における家事分担」意識とは、完全に一致はしていないが、その傾向は把握できると考え分析を行った。

(例えば、「女性が職業を持つこと」では、「男は仕事、女は家庭」に「同感しない方」でも、女性は「一生職業を持ち続ける方がよい」とする人が半数に届かなかった。)

○「女性が職業を持つこと」について「どちらともいえない」とした人の意識

「どちらともいえない」とした中でも、22.3%の人は「一生職業を持ち続ける方がよい」とする性別役割分担の否定派であり、また、「結婚まで」から「子どもが大きくなったら」までの条件付き肯定が60.5%と半数を超え、中でも「子どもが大きくなったら」とする回答に集中している。

【「女性が職業を持つことについて（問13）」の回答と「男は仕事、女は家庭」の回答との関係】



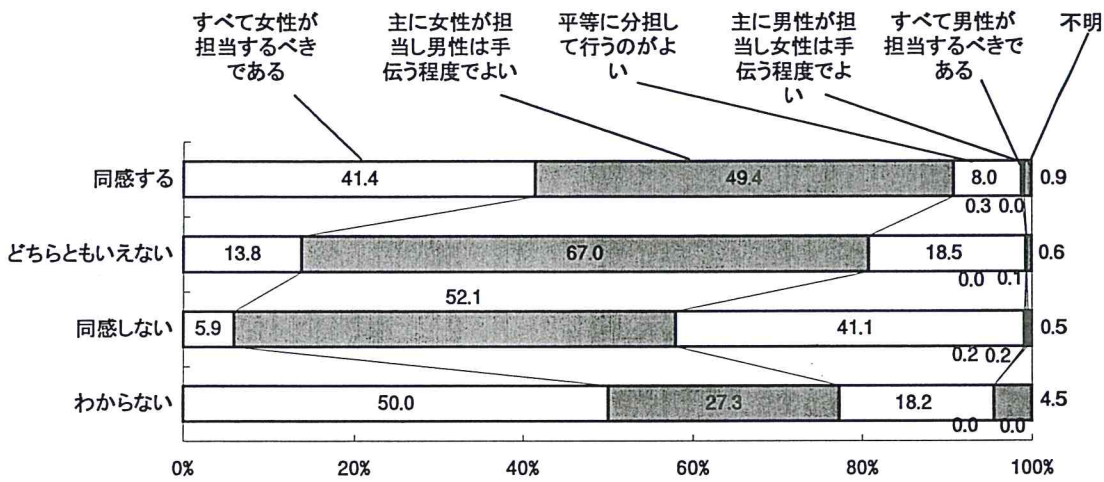
○「家庭における家事分担」について「どちらともいえない」とした人の意識

「家庭における家事分担について、だれがおこなうのがよいか」を平成8年の本調査で聞いている。

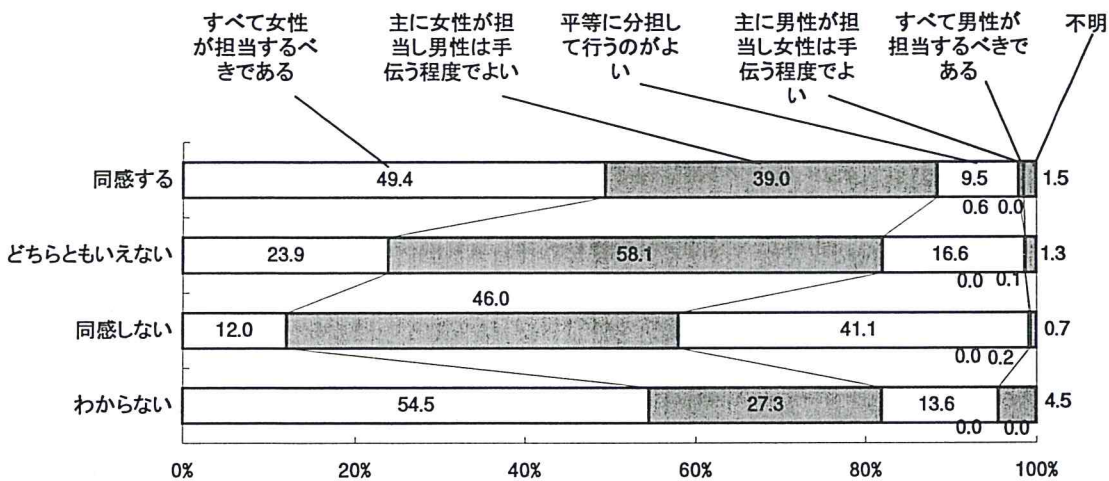
「どちらともいえない」とした中でも、「炊事」18.5%、「洗濯」で16.6%の人が、「平等に分担しておこなうべき」とする性別役割分担の否定派であり、また、「主に女性が担当し男性は手伝う」とする回答に集中している。

【「家庭における家事分担の意識」についての回答と「男は仕事、女は家庭」についての回答との関係（平成8年調査）】

(炊事について)



(洗濯について)



以上のことから、「どちらともいえない」とされる中間層の中には、2割前後の性別役割分担意識否定派が存在しており、また、半数余りは、明確な意思表示を避けてより中間的な回答を選択する傾向が見られた。

■結婚に関するまとめ

問8から問10は、「結婚について」として、結婚に対する喜び、負担感の有無、負担の理由について尋ねた。

概括的にいえることは、8割以上の方が結婚に対して喜びや希望を「感じる」と答えながら、半数近くの方が結婚に対して「負担を感じる」といった現実が明らかとなった。また、全国調査と比較すると、金沢市では「結婚に対し喜びや希望を感じる」と答えた人の割合が低く、逆に「負担を感じる」と答えた人の割合が高くなっている。

そして、男女間の比較では、男性の方が結婚に対する喜びや希望が高く、女性の方が結婚に対する負担感が高い。結婚歴別では、未婚者が既婚者に比べ結婚に対し喜びや希望が低く、負担感が強くなっている。

負担の要因で見ると、未婚女性では、その内容が多岐にわたるなど結婚に対する複雑な思いが見てとれる。一方、既婚女性では、特に共働き家庭で「家事の負担」を圧倒的にあげており、現実の負担感が見てとれる。これに対し、男性の負担感は、「自由が制約される」「経済的負担」の2つに集約されており、未婚と既婚とで目立った変化は見られなかった。

結婚が負担に感じることの要因で男女の意識差を見ると、特に、「家事の負担」については男性の関心が極めて低く、「育児の負担」「老父母の介護の負担」「仕事と家庭を両立させるのが困難な負担」など女性が負担と感ずるものに対して男性の意識は低い。このことは、男性の意識に「家事」や「育児」は女性が担うものとして、自分の問題と見ていないことがうかがわれる。

結婚に対する負担感、女性の家事負担、男性の経済的負担に代表されるように、性別役割分担が色濃く反映されている。これらの負担感を払拭するためには、性別役割分担意識を改善し、結婚に対して喜びや希望を持てるような環境づくりを進めることが重要である。

問 8 : 結婚に対して喜びや希望を感じるか

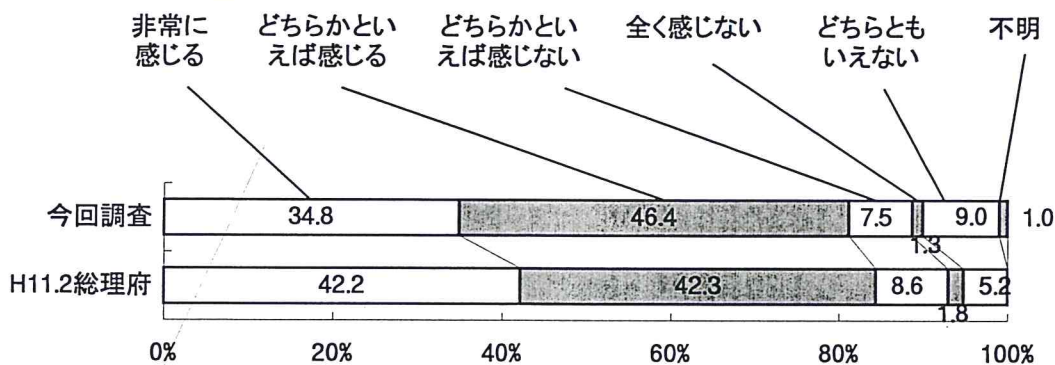
既婚、未婚を問わずすべての方におききします。あなたは結婚に対して喜びや希望を感じますか。結婚されている方は、あなたが結婚されたとき、喜びや希望を感じましたか。次の中から1つだけ選んでください。

1. 非常に感じる (感じた)
2. どちらかといえば感じる (感じた)
3. どちらかといえば感じない (感じなかった)
4. 全く感じない (感じなかった)
5. どちらともいえない

全体集計

肯定的回答は8割以上

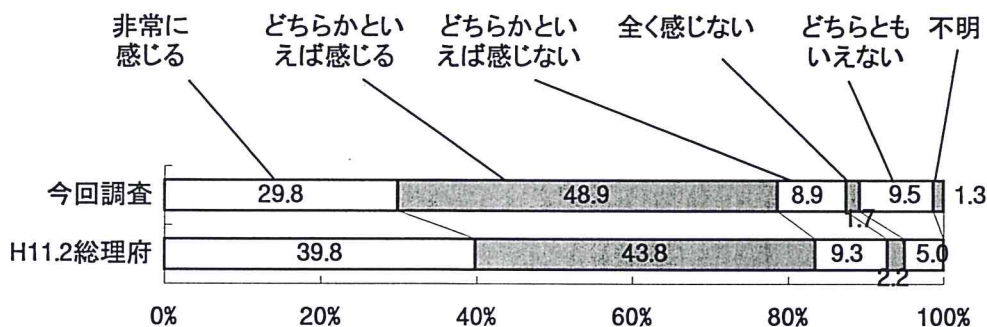
【「全体集計」総理府調査との比較】



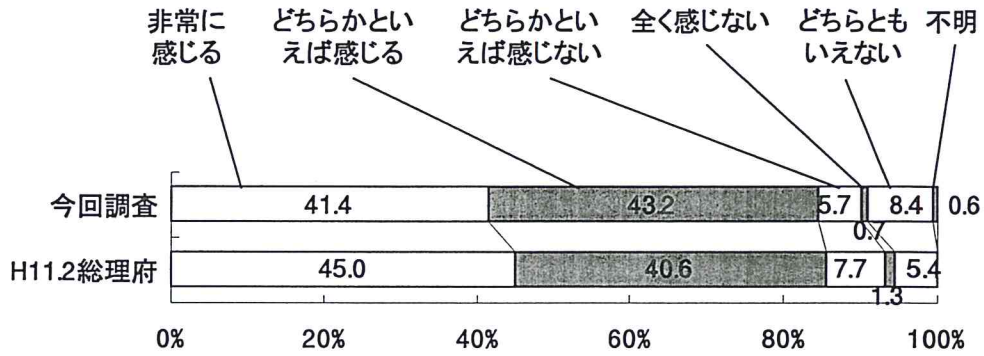
男女別集計

男性に比べ、女性の肯定的回答の比率が低い

【「女性」総理府調査との比較】



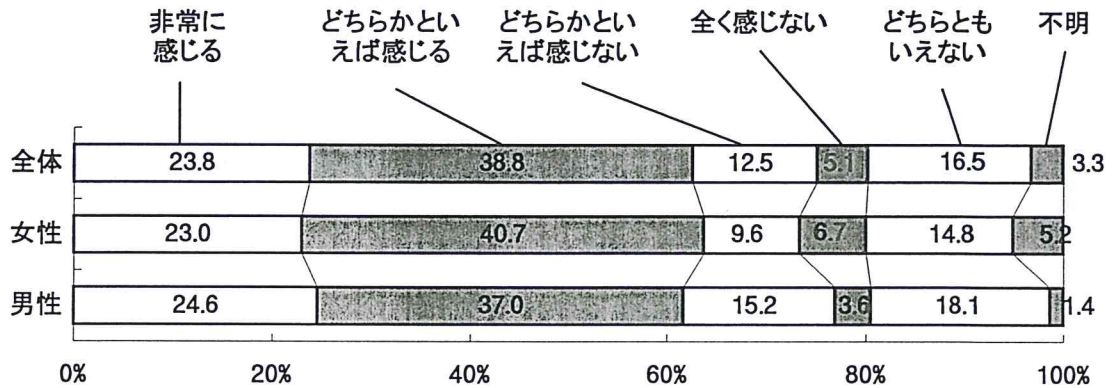
【「男性」総理府調査との比較】



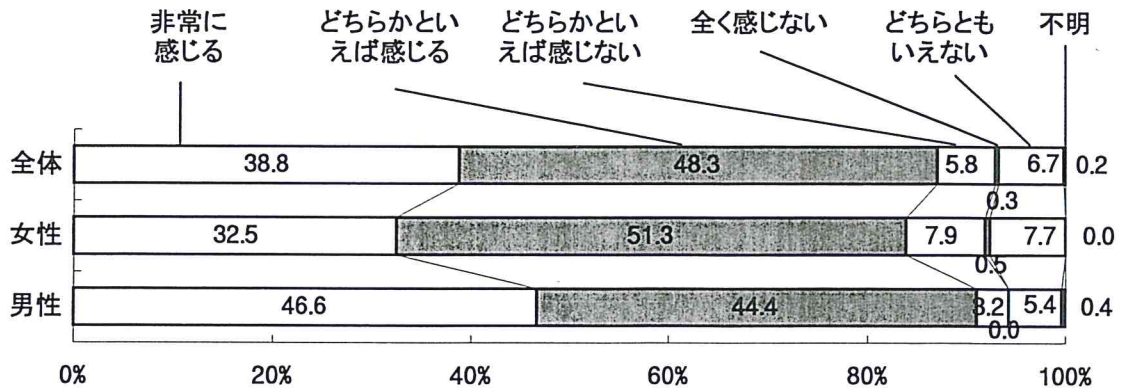
□ 結婚歴別集計

未婚者に多い否定的回答

【「未婚」男女間の比較】



【「既婚（有配偶）」男女間の比較】



問9：結婚に対して負担を感じるか

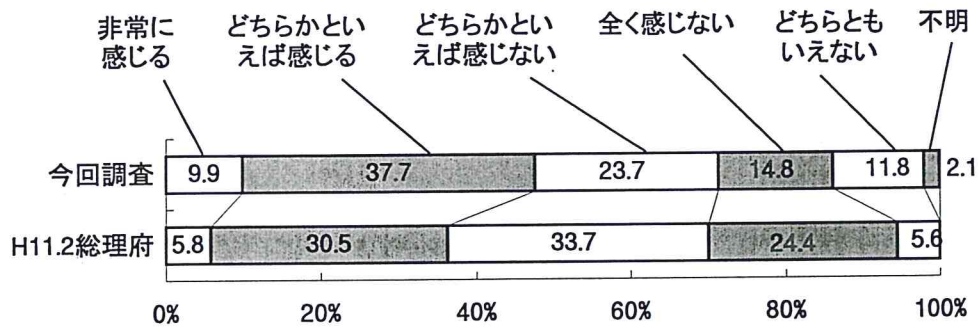
一方、あなた自身、結婚に対して、負担を感じますか。もし結婚されているのであれば、あなたは、結婚に対して負担を感じていますか。次の中から1つだけ選んでください。

1. 非常に感じる (感じている)
2. どちらかといえば感じる (感じている)
3. どちらかといえば感じない (感じていない)
4. 全く感じない (感じていない)
5. どちらともいえない

全体集計

半数近くが「負担を感じる」

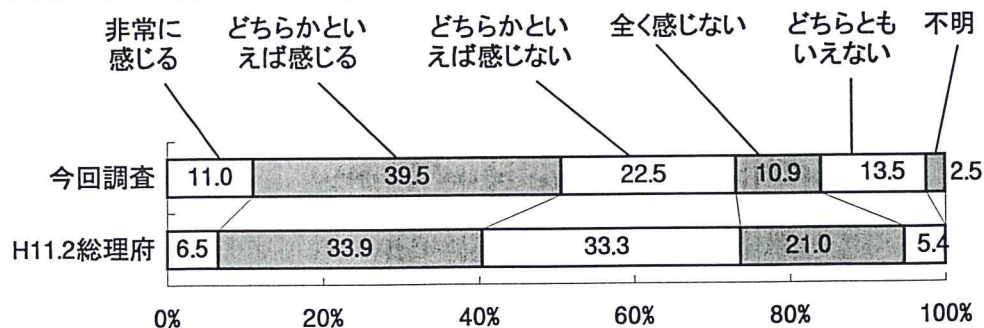
【「全体」総理府調査との比較】



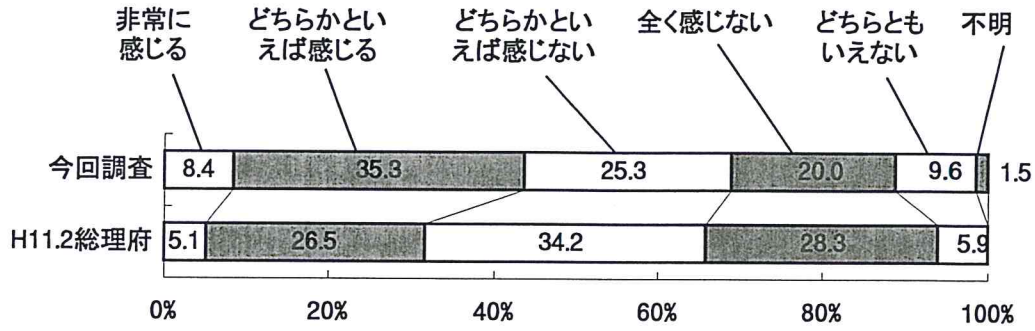
男女別集計

女性の半数以上が「負担を感じる」

【「女性」総理府調査との比較】



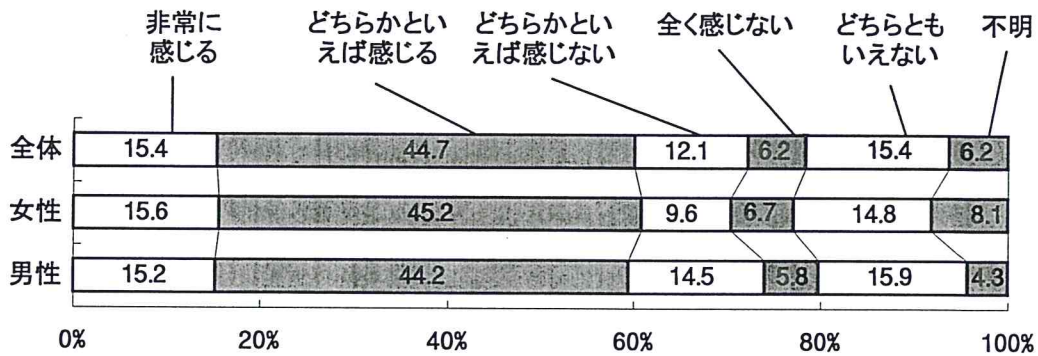
【「男性」総理府調査との比較】



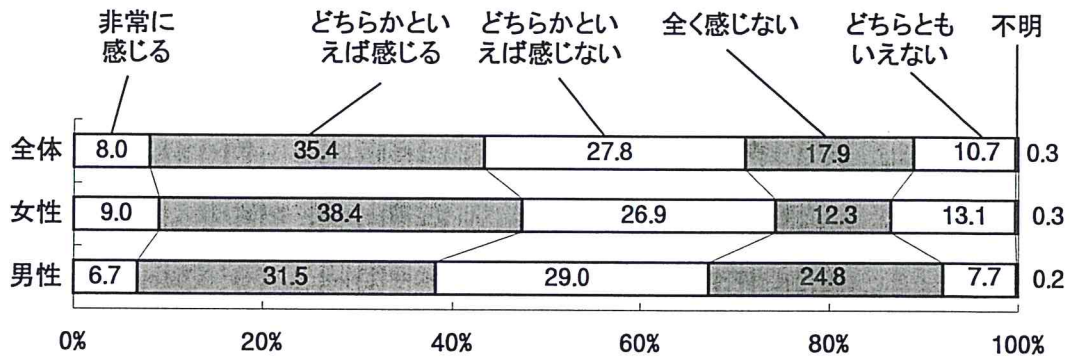
□ 結婚歴別集計

未婚の男女に高い負担感

【結婚歴別集計「未婚」】



【結婚歴別集計「既婚(有配偶)」】



問10：結婚が負担に感じること

(問9で「1」「2」とお答えの方(結婚に対して負担を感じるとお答えの方)におききます)

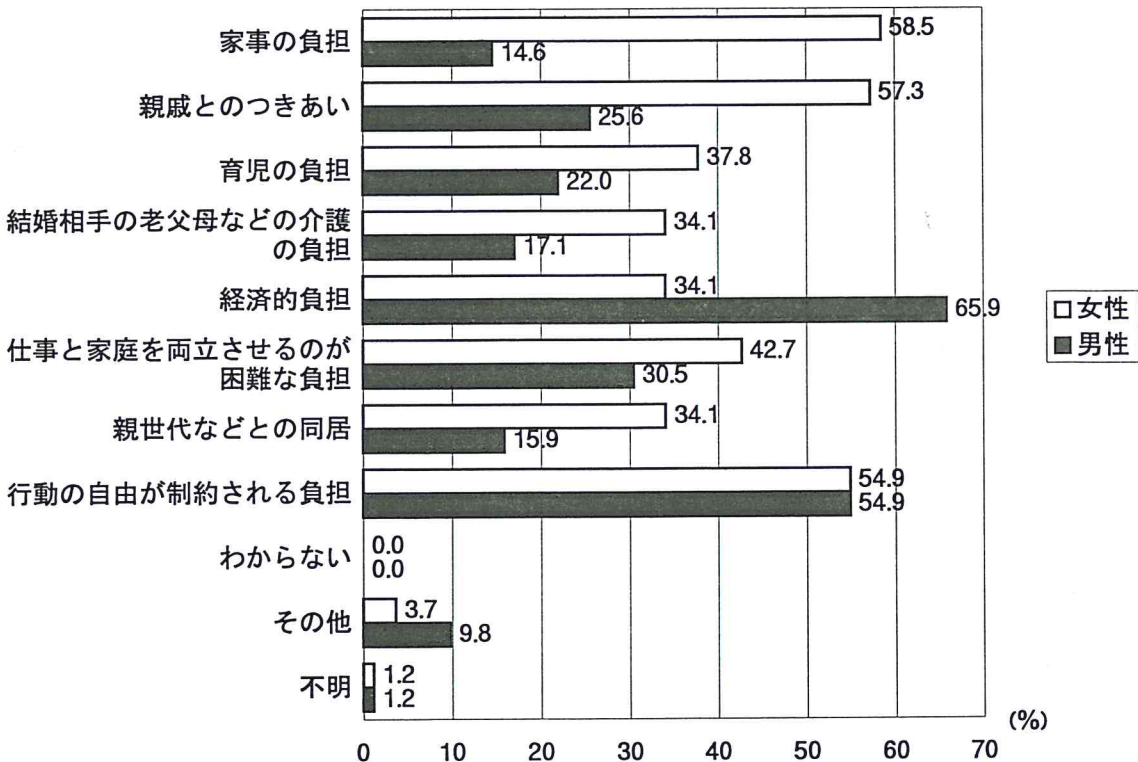
では、あなたは、どのような負担を感じますか。もし、結婚されているのであれば、どのような負担を感じていますか。次の中からいくつでも選んでください。

1. 家事の負担
2. 親戚とのつきあい
3. 育児の負担
4. 結婚相手の老父母などの介護の負担
5. 経済的負担
6. 仕事と家庭を両立させるのが困難な負担
7. 親世代などとの同居
8. 行動の自由が制約される負担
9. わからない
10. その他 ()

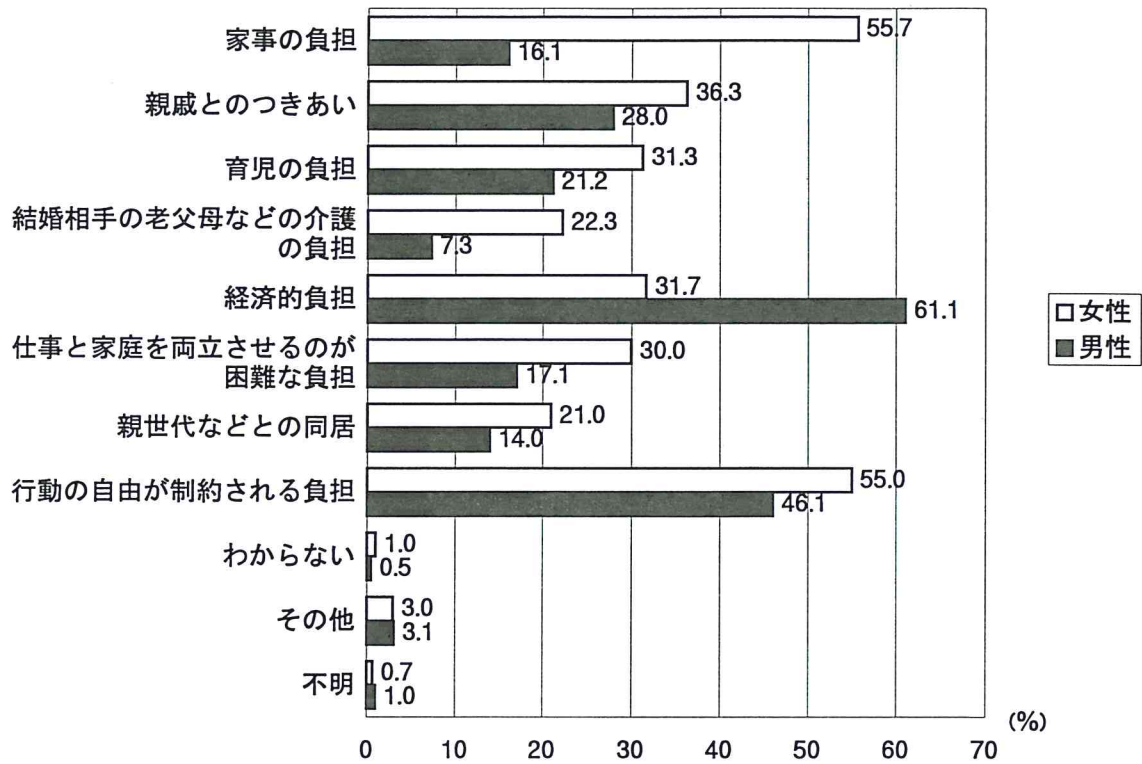
結婚歴別集計

多様な負担感を持つ「未婚」女性

【男女別比較「未婚」】



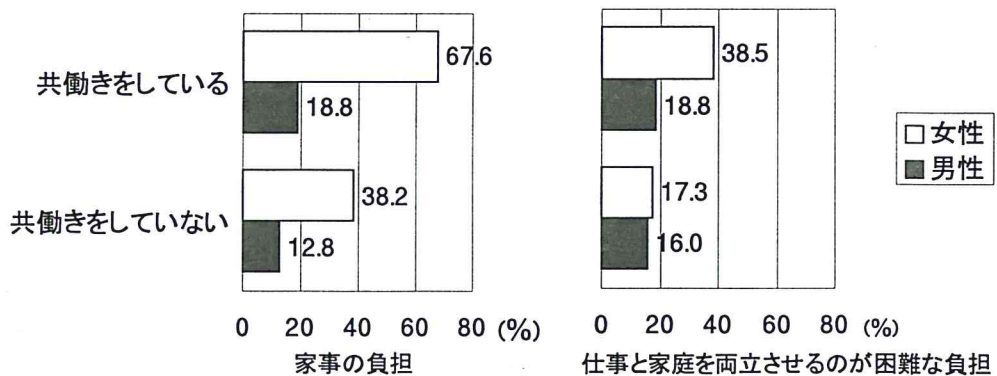
【男女別比較「既婚(有配偶)」】



就業形態別集計 (共働きか否か)

特に共働き女性に多い「家事の負担」

【就業形態別、「家事の負担」(左)「仕事と家庭を両立させるのが困難な負担」(右)】



■就労に関するまとめ

問11から問17までは「就労について」として、男女がともに家庭生活と職業生活を両立させることに焦点を当て、その両立のための環境整備や意識の醸成に必要と思うことなどを尋ねている。

働く理由では、未婚者で「経済的自立」、既婚者で「家族を養うため」が大多数の中、20歳代で「仕事を通じて、知識や技能を高めるため」が高い。このことは、自ら就労の場を確保していくために、自己啓発に取り組む若い世代の就労意識のあらわれと言えるであろう。

職場における女性の待遇や環境については、平成8年との経年比較では、ほとんどの項目で改善されたとしており、これは、労働基準法、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の改正等に見られる法整備の充実が影響しているものと思われる。また男女間の意識差では、女性は「能力が正当に評価されていない」と思う人が多く、男性は「募集、採用数で条件が不利」とみている人が多い。

女性が職業を持ち続けることの障害としては、男女ともに「家事・育児が十分にできない」が7割を超え、再就職支援では「求人の年齢制限の緩和」を求める声が高い。

男性の働き方については、「仕事が忙しく心身ともに疲れてしまい、家庭生活に参加する余裕がない」と「男性には仕事をするのが家族への貢献との意識が強い」が高い。

就労に関する意識を相互に見た場合、女性は家庭生活と職業生活の両立に苦悩している様子がうかがわれる一方、男性の場合、働くことが家族への貢献と考えるとともに、仕事が忙しくて家庭参加の余裕がないと考えている。また、男性は、女性が職業を持つことについて、「結婚まで」や「子どもが大きくなったら」など条件付きで肯定する考えが女性よりも多い。

さらに、結婚の負担となる要因で、男性は「家事」「育児」を余り重視していないが、女性が職業を持ち続けていく上での障害を「家事・育児」と捉えていることから、男性が家事・育児を女性の役割であると考えていることがうかがわれる。

家庭生活と職業生活の両立に向けて法整備が進んでいるが、これらの制度の着実な実行とともに、求人の年齢制限緩和や労働時間の短縮など、さらなる制度改善が求められている。そして、社会全体が、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を見直すことで、男女がともにゆとりのある家庭生活と職業生活を営むことができる環境が形成されると思われる。

問 1 1 : 働く理由

(職業をお持ちの方におききします。)

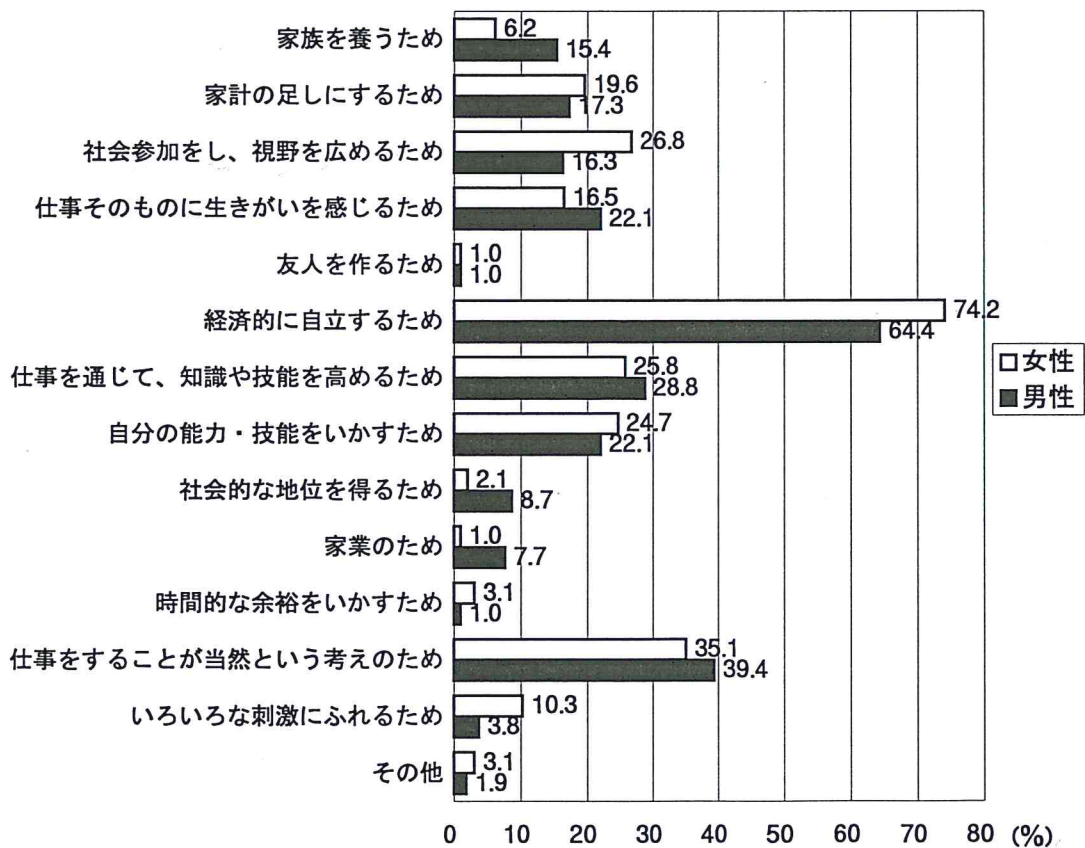
あなたが働く理由を次の中から3つまで選んでください。

1. 家族を養うため
2. 家計の足しにするため
3. 社会参加をし、視野を広めるため
4. 仕事そのものに生きがいを感じるため
5. 友人を作るため
6. 経済的に自立するため
7. 仕事を通じて、知識や技能を高めるため
8. 自分の能力・技能をいかすため
9. 社会的な地位を得るため
10. 家業のため
11. 時間的な余裕をいかすため
12. 仕事をするのが当然という考えのため
13. いろいろな刺激にふれるため
14. その他 ()

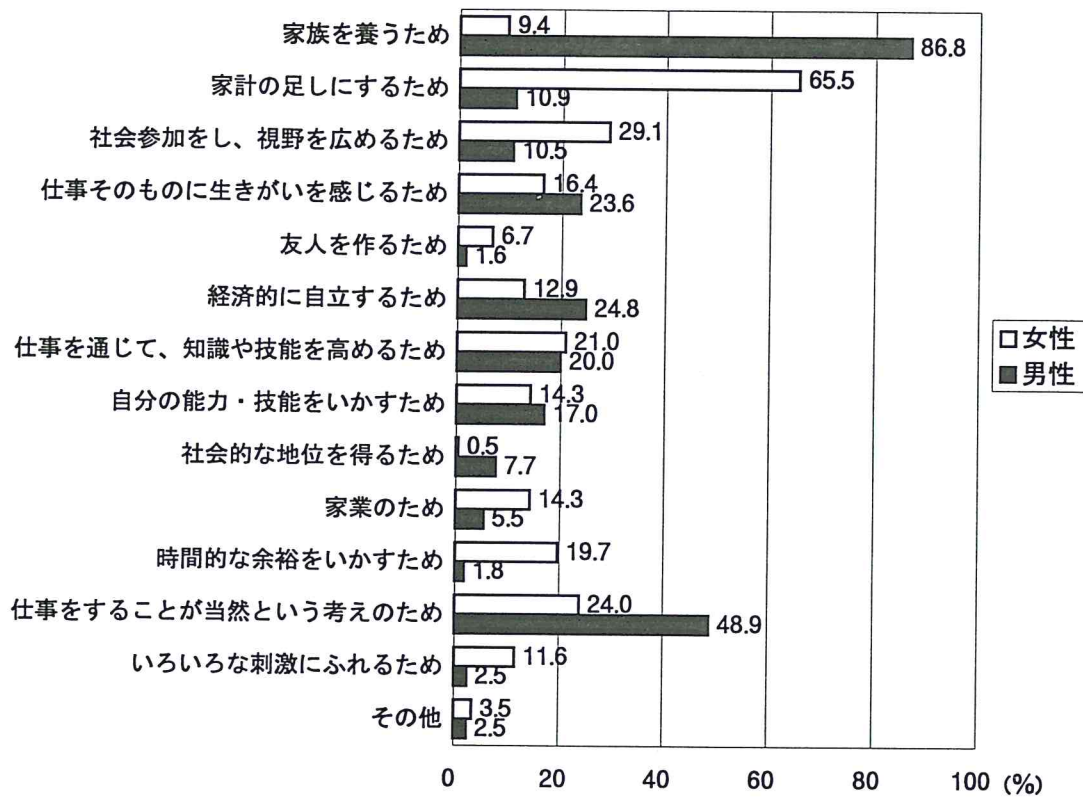
結婚歴別集計

「既婚(有配偶)」で目立つ男女差

【結婚歴別集計「未婚」】



【結婚歴別集計「既婚(有配偶)」】



問 1 2 : 職場における女性の待遇や環境

引き続き職業をお持ちの方におききます。あなたの職場の女性の待遇及び環境について、近いと思うものを項目ごとに1つずつ選び、該当する番号に○をつけてください。

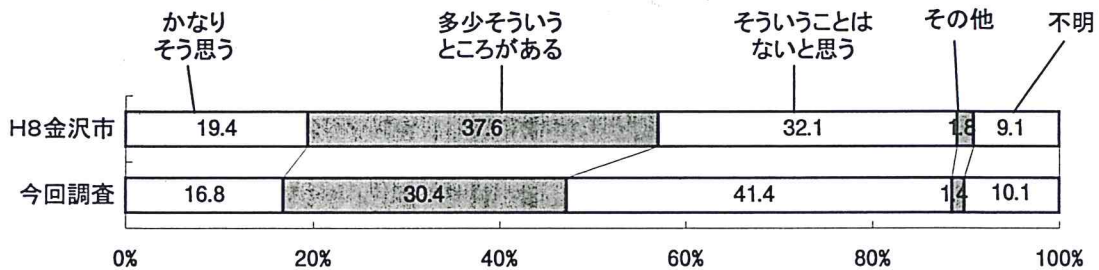
(以下のそれぞれについて「1. かなりそう思う」「2. 多少そういうところがある」「3. そういうことはないと思う」「4. その他」から1つ選択)

- A. 募集、採用数や条件が男性より不利である
- B. 賃金が同年齢の男性より低い
- C. 能力を正当に評価されていない
- D. 昇進、昇格の機会が男性よりも少ない
- E. 仕事の内容が、男性の補助的な業務や雑用に限られている
- F. 教育や研修の機会が男性よりも少ない
- G. 結婚や出産を理由に退職する慣習や圧力がある
- H. セクシュアルハラスメントがあるように思う

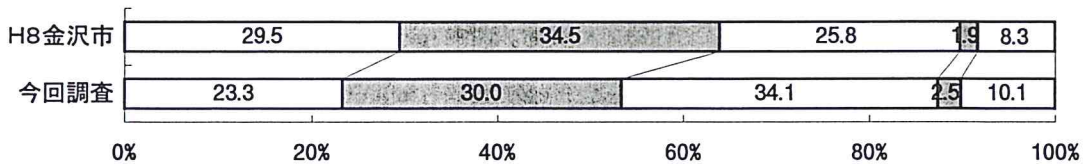
全体集計

「セクハラ」以外は改善されたと考える人が増加

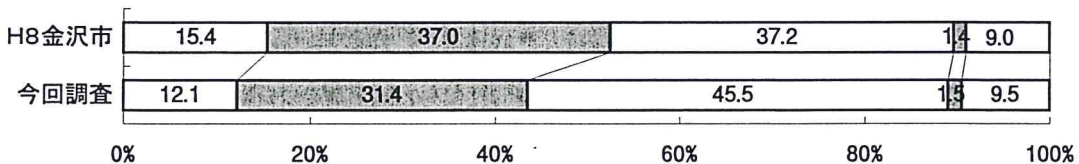
【募集、採用数や条件が男性より不利である】



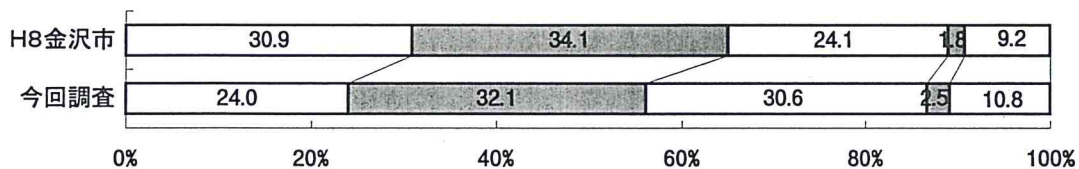
【賃金が同年齢の男性より低い】



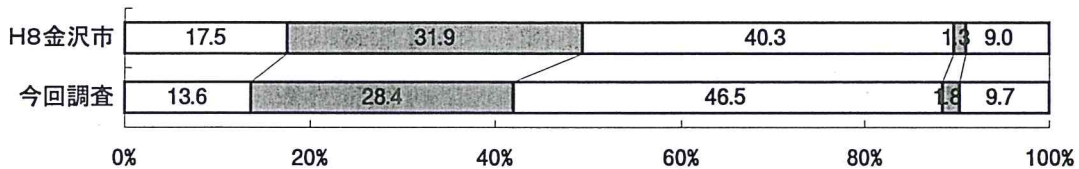
【能力を正当に評価されていない】



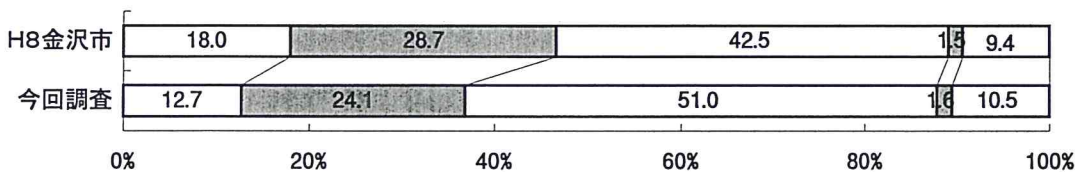
【昇進、昇格の機会が男性より少ない】



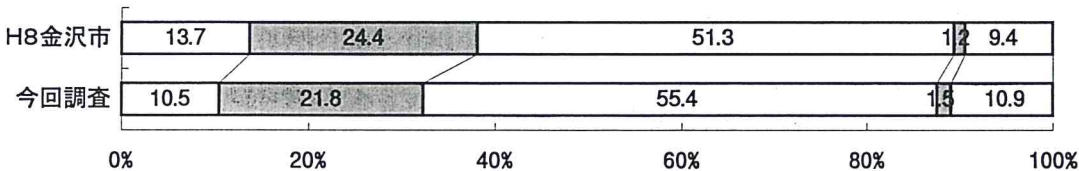
【仕事の内容が、男性の補助的な業務や雑用に限定されている】



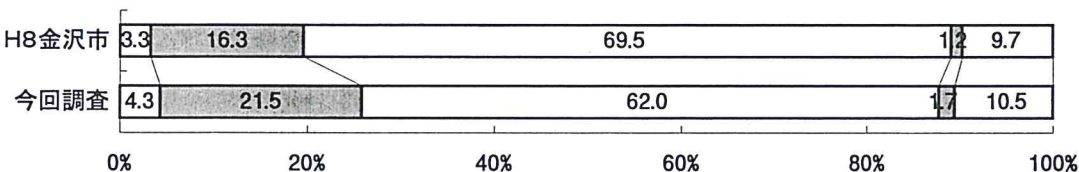
【教育や研修の機会が男性よりも少ない】



【結婚や出産を理由に退職する慣習や圧力がある】



【セクシュアルハラスメントがあるように思う】

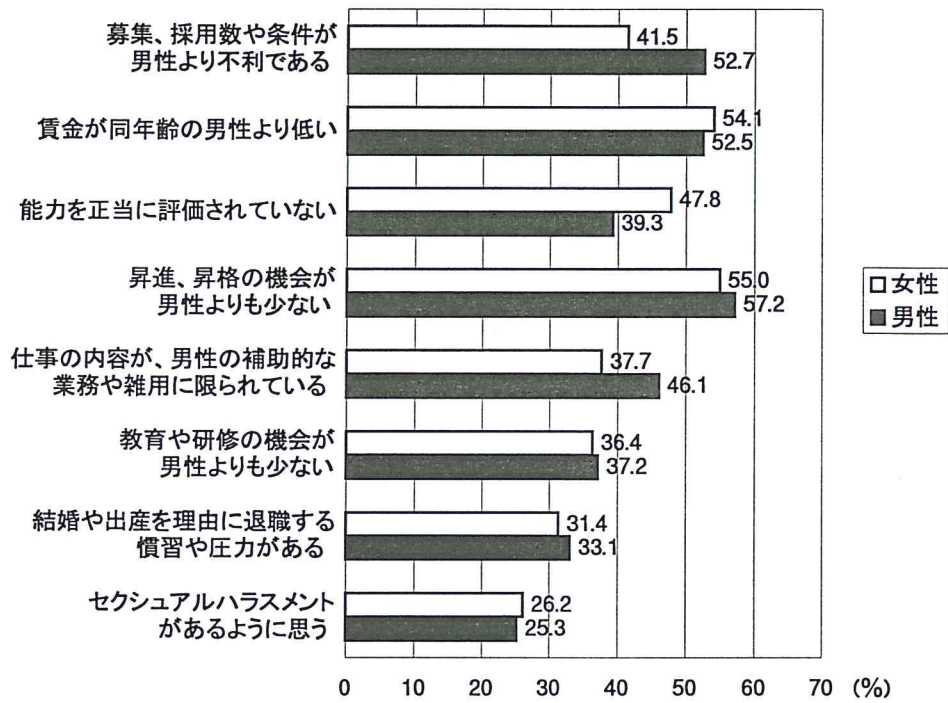


□ 男女別集計

女性「能力が正当に評価されていない」

男性「募集・採用条件が不利」「仕事内容が補助業務に限られる」

【男女別「かなりそう思う」と「多少そういうところがあるがある」を合わせた数値】



問 1 3 : 女性が職業を持つことについて

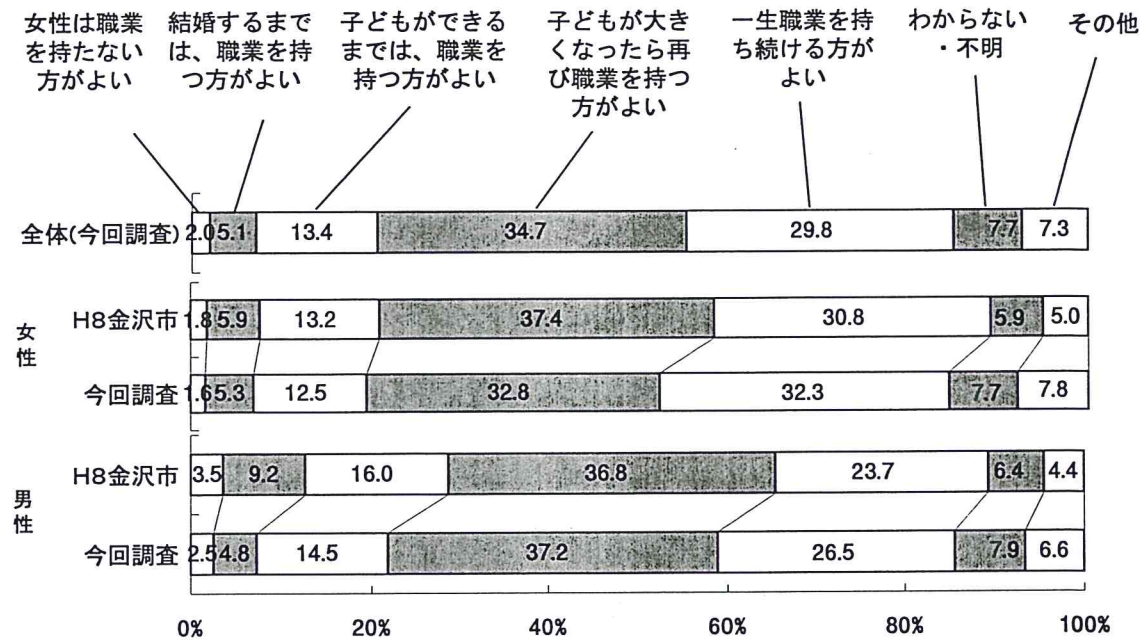
全ての方におききします。あなたは、女性が職業を持つことについてどう思いますか。
あなたのお考えに近いものを1つだけ選んでください。

1. 女性は職業を持たない方がよい
2. 一生職業を持ち続ける方がよい
3. 結婚するまでは、職業を持つ方がよい
4. 子どもができるまでは、職業を持つ方がよい
5. 子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい
6. わからない
7. その他 ()

男女別集計

女性に高い「一生持ち続ける」

【男女別平成8年調査との比較】



問14：女性が職業を持ち続けていく上での障害

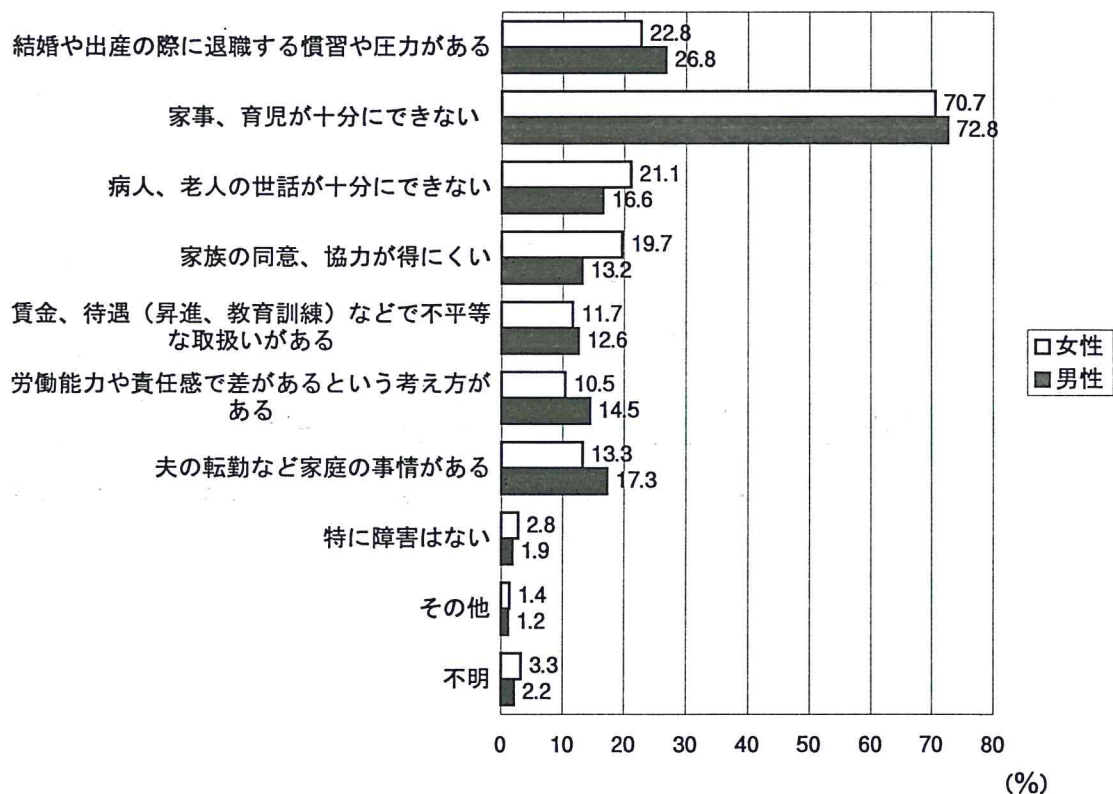
女性が職業を持ち続けていく上で、どんな障害があると思いますか。障害になっていると思うものを2つまで選んでください。

1. 結婚や出産の際に退職する慣習や圧力がある
2. 家事、育児が十分にできない
3. 病人、老人の世話が十分にできない
4. 家族の同意、協力が得にくい
5. 賃金、待遇（昇進、教育訓練）などで不平等な取扱いがある
6. 労働能力や責任感で差があるという考え方がある
7. 夫の転勤など家庭の事情がある
8. 特に障害はない
9. その他（)

男女別集計

男女とも「家事、育児が十分にできない」が高い

【男女別集計】



問15：女性の再就職のために必要な支援

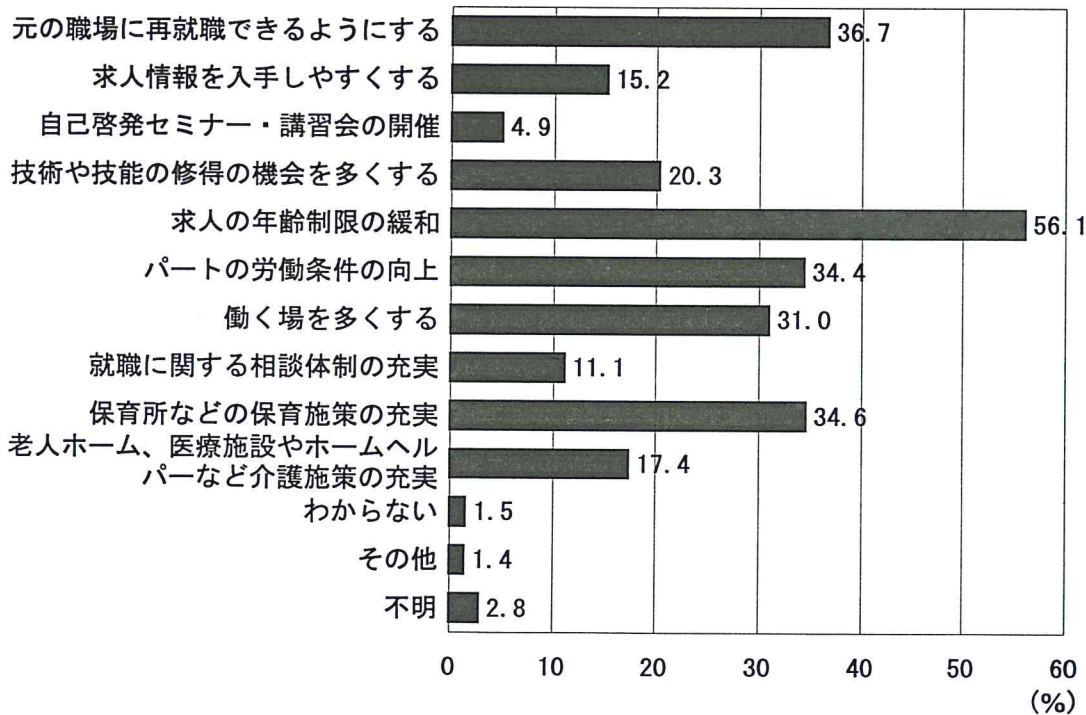
一時期家庭に入った女性が、再就職を希望する場合、どのような援助や対策が必要だと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

1. 元の職場に再就職できるようにする
2. 求人情報を入手しやすくする
3. 自己啓発セミナー・講習会の開催
4. 技術や技能の修得の機会を多くする
5. 求人の年齢制限の緩和
6. パートの労働条件の向上
7. 働く場を多くする
8. 就職に関する相談体制の充実
9. 保育所などの保育施策の充実
10. 老人ホーム、医療施設やホームヘルパーなど介護施策の充実
11. わからない
12. その他 ()

全体集計

「求人の年齢制限の緩和」…56.1%

【全体集計結果】



問17：男性の働き方について

(金沢市独自調査)

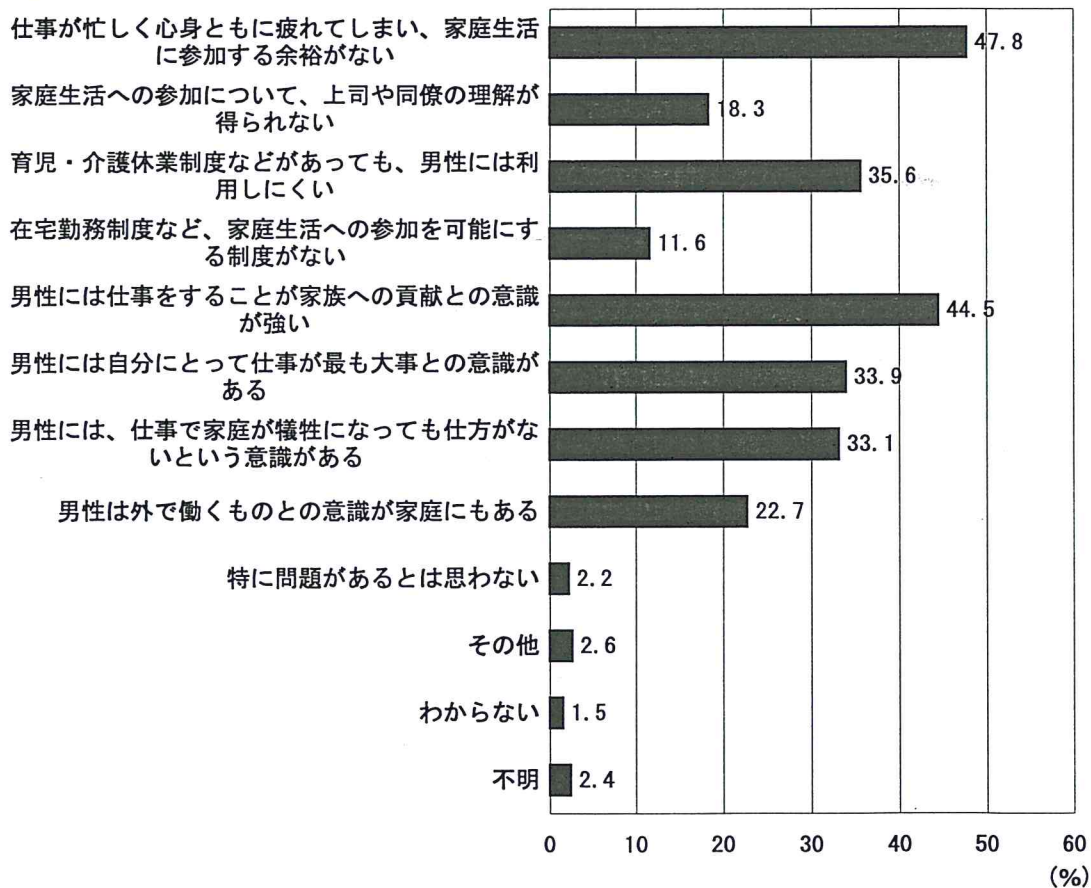
男性の外での働き方が変わらない限り、積極的な家庭への参加は難しいと言われていますが、男性の働き方などのどのような点に問題があるとお考えですか。次の中から3つまで選んでください。

1. 仕事が忙しく心身ともに疲れてしまい、家庭生活に参加する余裕がない
2. 家庭生活への参加について、上司や同僚の理解が得られない
3. 育児・介護休業制度などがあっても、男性には利用しにくい
4. 在宅勤務制度など、家庭生活への参加を可能にする制度がない
5. 男性には仕事をするのが家族への貢献との意識が強い
6. 男性には自分にとって仕事が最も大事との意識がある
7. 男性には、仕事で家庭が犠牲になっても仕方がないという意識がある
8. 男性は外で働くものとの意識が家庭にもある
9. 特に問題があるとは思わない
10. その他 ()
11. わからない

全体集計

「仕事が忙しく余裕がない」「仕事が家庭への貢献」が40%台

【全体集計結果】



■男女間の地位とドメスティック・バイオレンス（DV）に関するまとめ

問18から問27までは、男女の地位の平等感をはじめ、近年社会問題となっているドメスティック・バイオレンス（DV）についての設問を中心として構成されている。

男女の地位の平等感では、「社会通念や慣習」、「社会全体」の点でまだまだ平等感が低いですが、総体として微増ではあるが平等感が高くなってきており、とりわけ「職場」での平等感が一番大きくのびている。このことは、男女雇用機会均等法改正をはじめとした制度上の効果のあらわれと考えられる。しかし、女性は男性ほどに平等感が高くなったとは評価しておらず、依然として、男女ともに社会の諸々の面で男性がまだ優遇されていると見ている。

また、女性の人権が尊重されていないと感じることでは、すべての項目で女性が男性を上回り、男女の意識差が現れた。

DVについては、暴力に対する認識は男女間でほぼ同様であったが、暴力を受けた経験の有無では、全体の半数近くが何らかの暴力を受けたことがあると答え、特に女性では「深刻な暴力」で13.9%、「命の危険を感じるくらいの暴力」は20人に1人が経験があると答えている。

「なぜ暴力を振るうのか」との設問への回答として、暴力を振るう男性に「女性を男性の従属物と見なす考え方」があると指摘する女性が多い。

暴力をなくし、被害者を救済する方法としては、女性は被害者支援となる直接的なものを求めているのに対し、男性では、家庭での話し合いや学校教育といった意識啓発的な対応を挙げる回答が高くなっており、男性に比べ女性のこの問題に対する切迫した意識がうかがわれる。そして、女性が指摘した「被害女性のための相談所や保護施設の整備」や、男性が指摘した「学校における男女平等や性についての教育」は、それぞれに重要な課題と言える。

また、家庭でDVが発生している場合は、子どもに対する暴力もかなり高い確率で発生しており、特に暴力行為が深刻であるほど、子どもにまで被害が及んでいる実態が金沢市の独自調査で浮き彫りとなった。

男女間の地位について、特に「社会通念や慣習」「社会全体」で平等感が低いということは、まさに意識改革の必要性を示唆したものといえ、今後とも粘り強い啓発活動が必要である。

問18：男女の地位の平等感

男女の地位の平等感についておたずねします。あなたのお考えに近いものを項目ごとに1つずつ選び、該当する番号に○をつけてください。

(以下のそれぞれについて、「1. 非常に男性が優遇されている」「2. どちらかといえば男性が優遇されている」「3. 平等である」「4. どちらかといえば女性が優遇されている」「5. 非常に女性が優遇されている」「わからない」から1つ選択。)

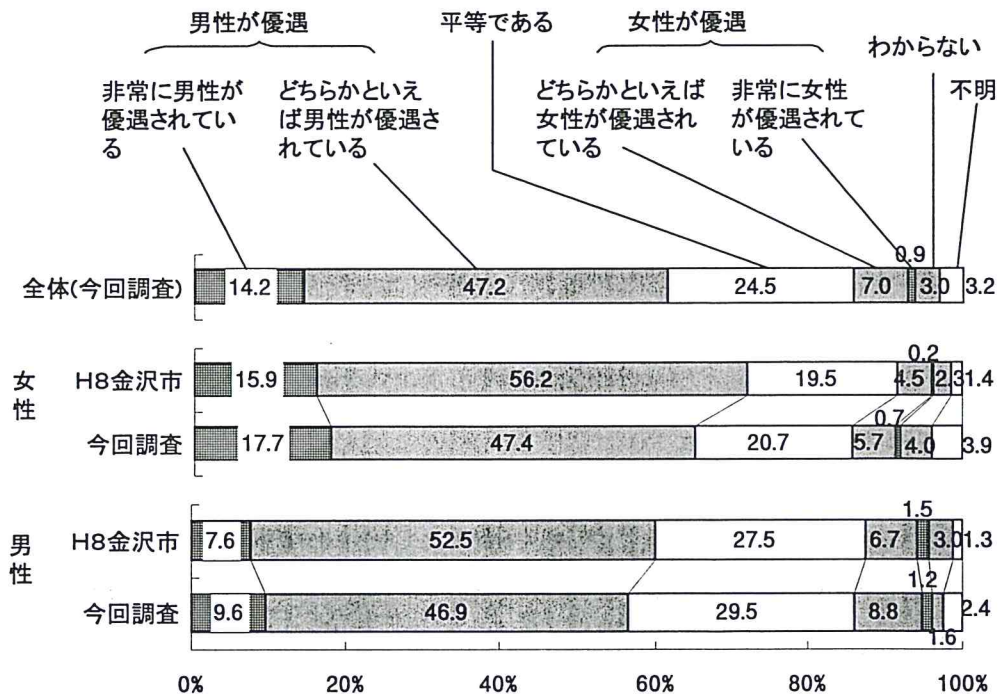
- A. 家庭生活で
- B. 職場で
- C. 学校教育の場で
- D. 政治の場で
- E. 法律や制度の上で
- F. 社会通念や慣習で
- G. 社会全体として

男女別集計

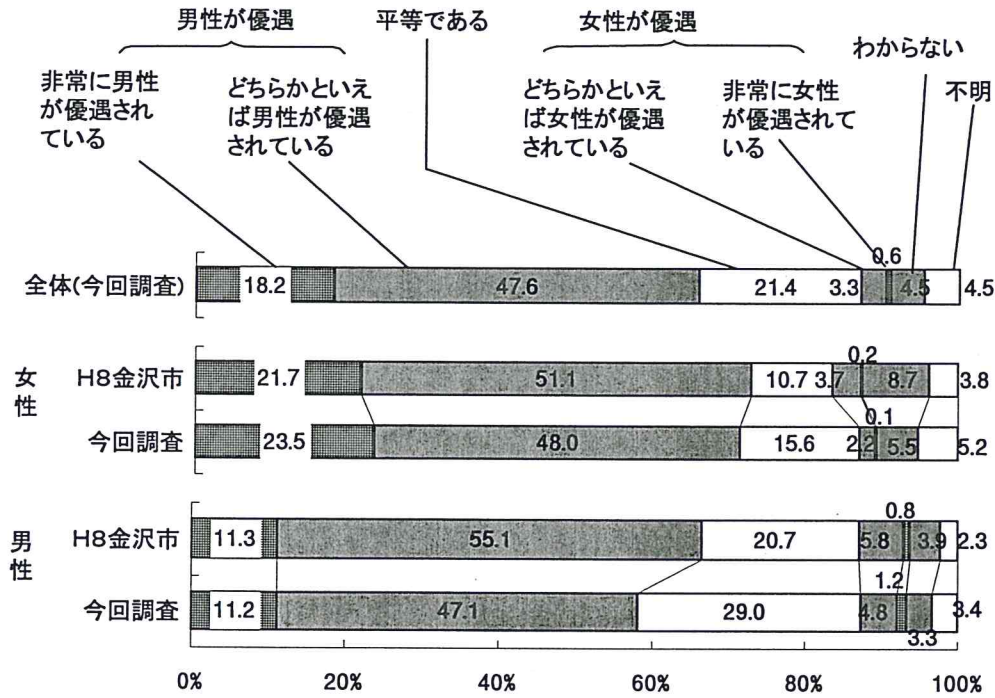
女性よりも男性に多い「男性優遇から平等になった」との評価

【男女別、平成8年調査との比較】

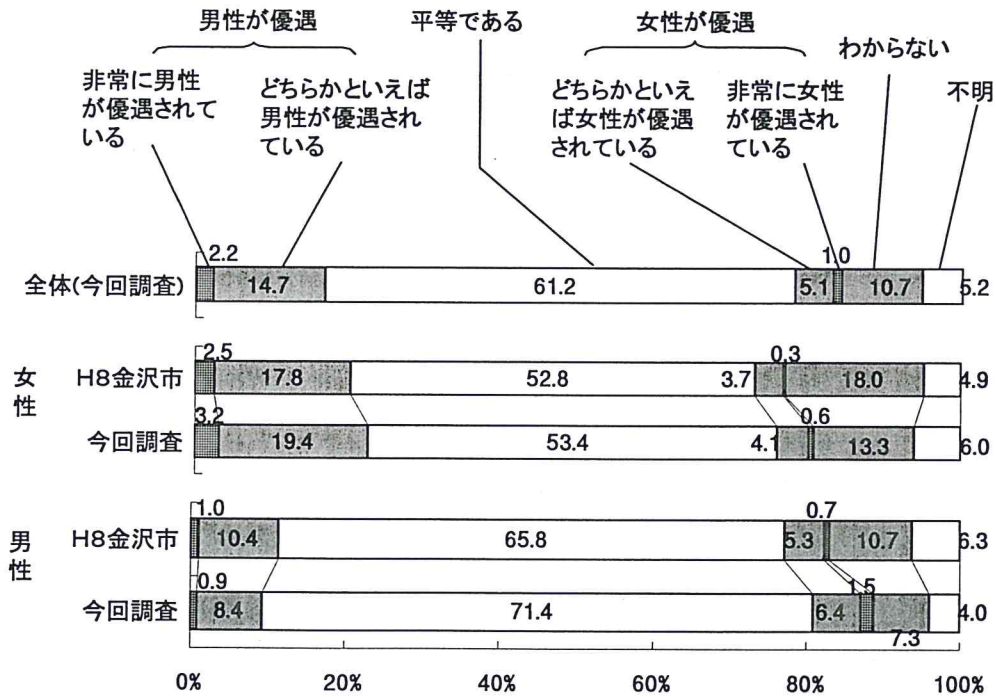
(家庭生活で)



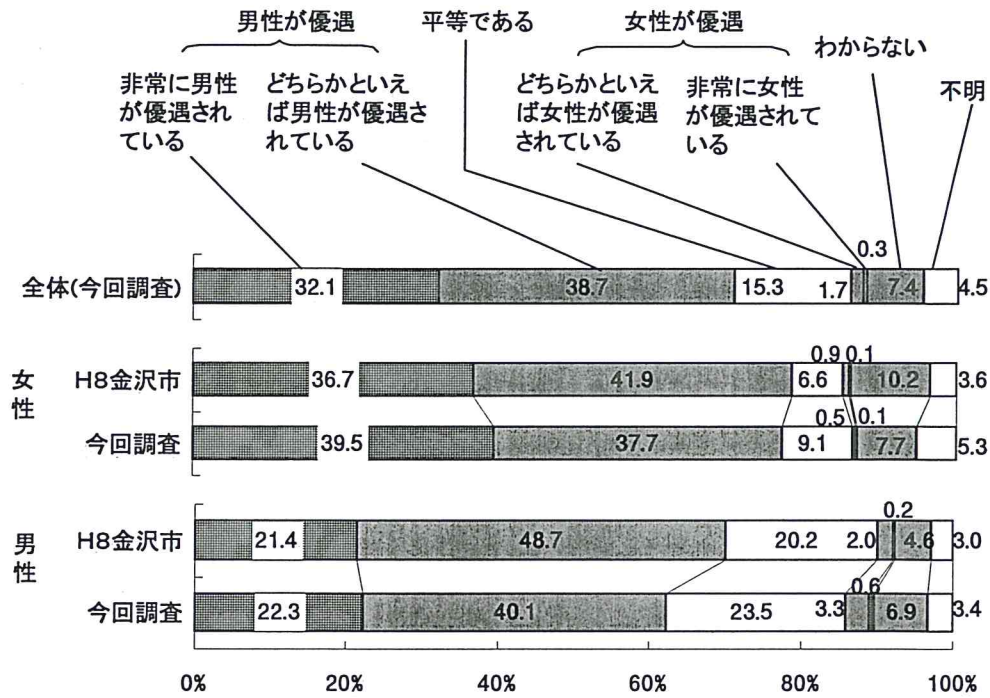
(職場で)



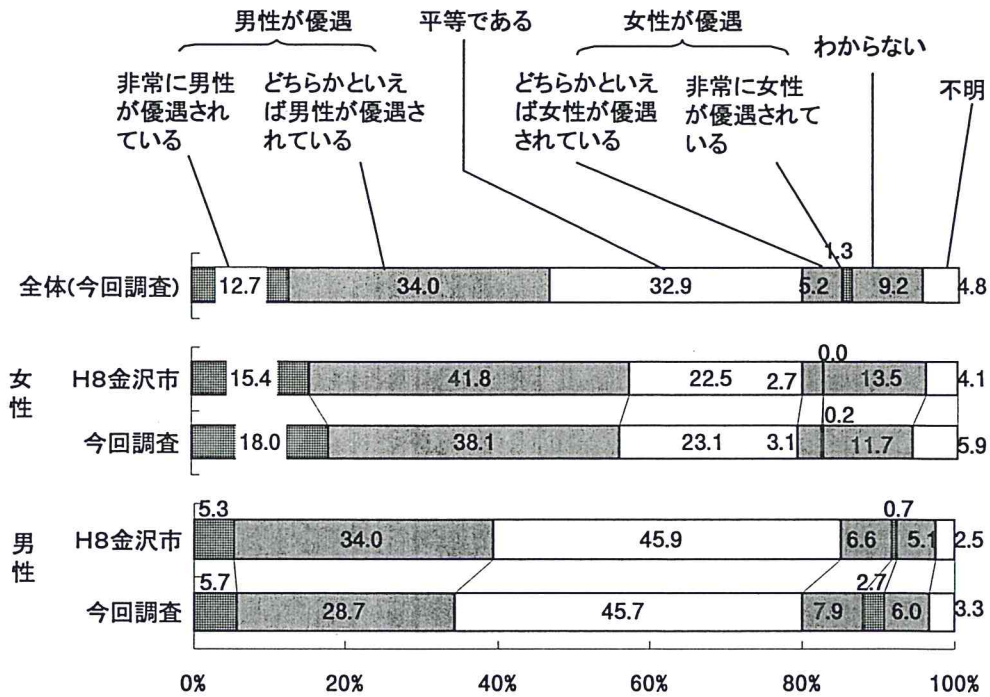
(学校教育の場で)



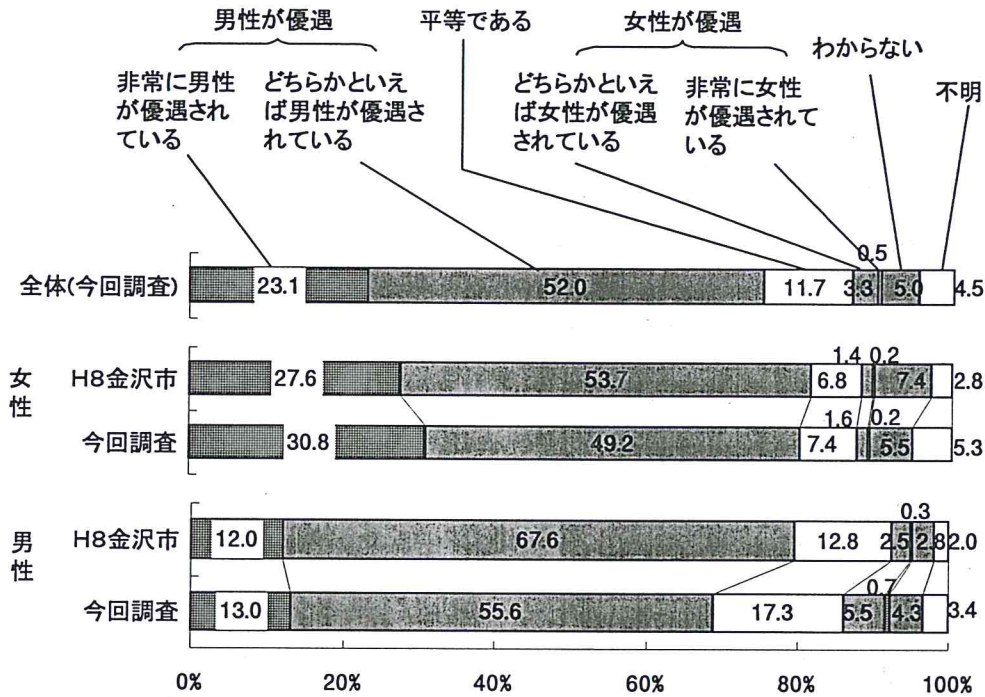
(政治の場で)



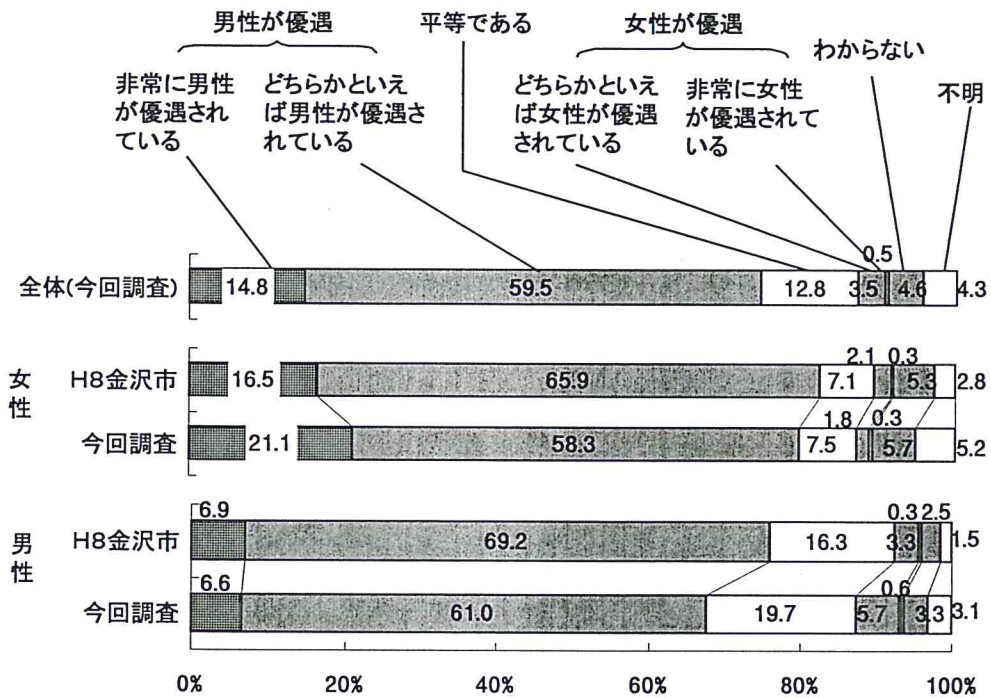
(法律や制度の上で)



(社会通念や慣習で)



(社会全体として)



問19：女性の人権が尊重されていないと感じるとき

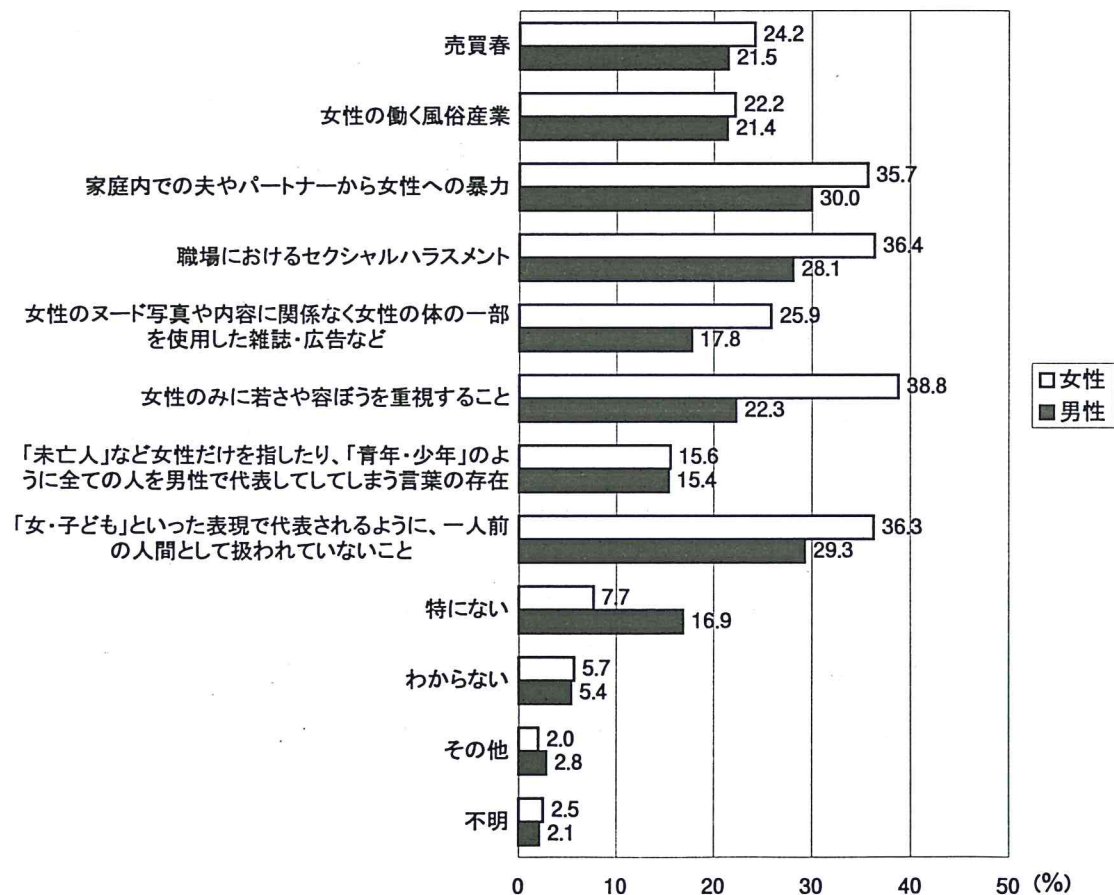
あなたが、女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことについてでしょうか。次の中からいくつでも選んでください。

1. 売買春
2. 女性の働く風俗産業
3. 家庭内での夫やパートナーから女性への暴力
4. 職場におけるセクシャルハラスメント
5. 女性のヌード写真や内容に関係なく女性の体の一部を使用した雑誌・広告など
6. 女性のみならず若さや容ぼうを重視すること
7. 「未亡人」など女性だけを指したり、「青年・少年」のように全ての人を男性で代表してしまう言葉の存在
8. 「女・子ども」といった表現で代表されるように、一人前の人間として扱われていないこと
9. 特にない
10. わからない
11. その他 ()

男女別集計

全ての選択肢で女性の回答が高い

【男女別集計】



問20：男女間の暴力として認識される行為

あなたは、次のようなことが夫婦（事実婚や別居中を含む）や特定のパートナーの間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。次のAからMの項目ごとに、1、2、3の中からあなたのお考えに近いものを1つだけ選んでください。

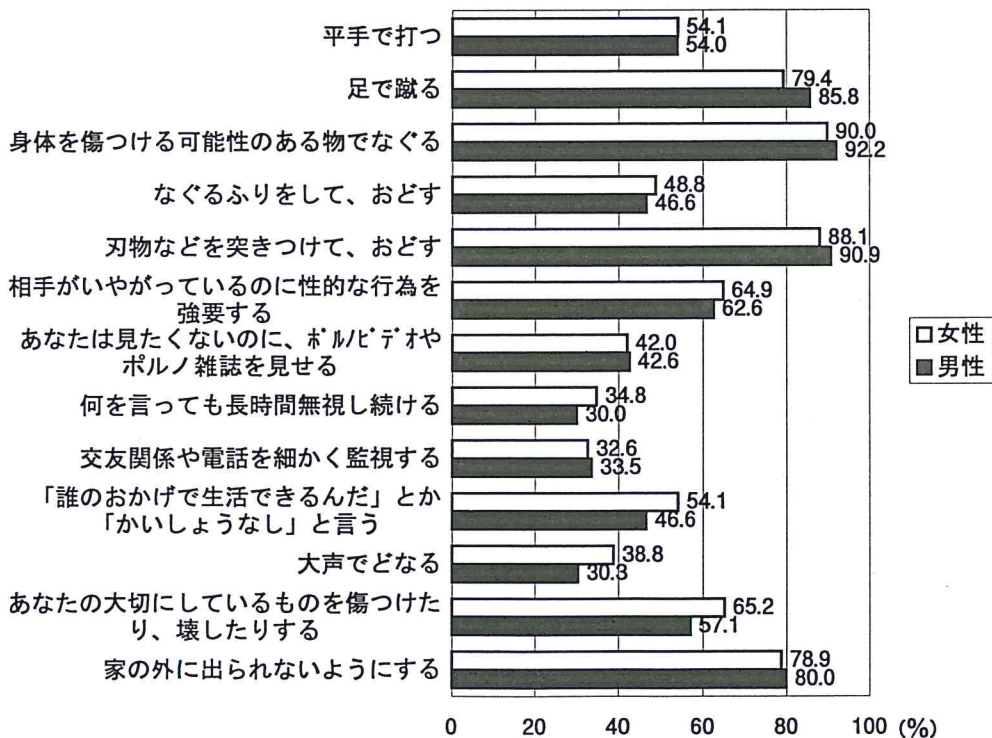
（以下のそれぞれについて、「1. どんな場合でも暴力にあたると思う」「2. 暴力にあたる場合もそうでない場合もあると思う」「3. 暴力にあたるとは思わない」から1つ選択。）

- A. 平手で打つ
- B. 足で蹴る
- C. 身体を傷つける可能性のある物でなぐる
- D. なぐるふりをして、おどす
- E. 刃物などを突きつけて、おどす
- F. 相手がいやがっているのに性的な行為を強要する
- G. あなたは見たくないのに、ポルビデオやポルノ雑誌を見せる
- H. 何を言っても長時間無視し続ける
- I. 交友関係や電話を細かく監視する
- J. 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしようなし」と言う
- K. 大声でどなる
- L. あなたの大切にしているものを傷つけたり、壊したりする
- M. 家の外に出られないようにする

男女別集計

おおむね男女とも共通の認識度

【「どんな場合でも暴力にあたると思う」男女別集計】



問21：暴力行為等の経験の有無

あなたはこれまでに、あなたの妻や夫（事実婚や別居中を含む）、特定のパートナーから次のようなことをされたことがありますか。次のAからKの項目ごとに、1、2、3のどれか1つを選んでください。

（以下のそれぞれについて、「1. 何度もあった」「2. 1・2度あった」「3. まったくない」から1つ選択。）

- A. 命の危険を感じるくらいの暴行を受ける
- B. 医師の治療が必要となるほどの暴行を受ける
- C. 医師の治療が必要とされない程度の暴行を受ける
- D. あなたがいやがっているのに性的な行為を強要される
- E. あなたは見たくないのに、ポルビデオやポルノ雑誌を見せられる
- F. 何を言っても無視され続ける
- G. 交友関係や電話を細かく監視される
- H. 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしょうなし」と言われる
- I. 大声でどなられる
- J. あなたの大切にしているものを傷つけられたり、壊されたりする
- K. 家の外に出られないようにされる

全体集計

「何らかの暴力を受けたことがある」が全体の48.3%

問20で挙げた暴力行為など11項目を示し、妻や夫（事実婚や別居中を含む）、特定のパートナーからそうした行為を受けた経験があるかどうかを尋ねる設問である。

ここで挙げたAからKの11項目のうち、どれか1つでも「何度もあった」または「1・2度あった」と回答した「何らかの暴力を受けた」人は、全体の48.3%にあたる748人となっている。

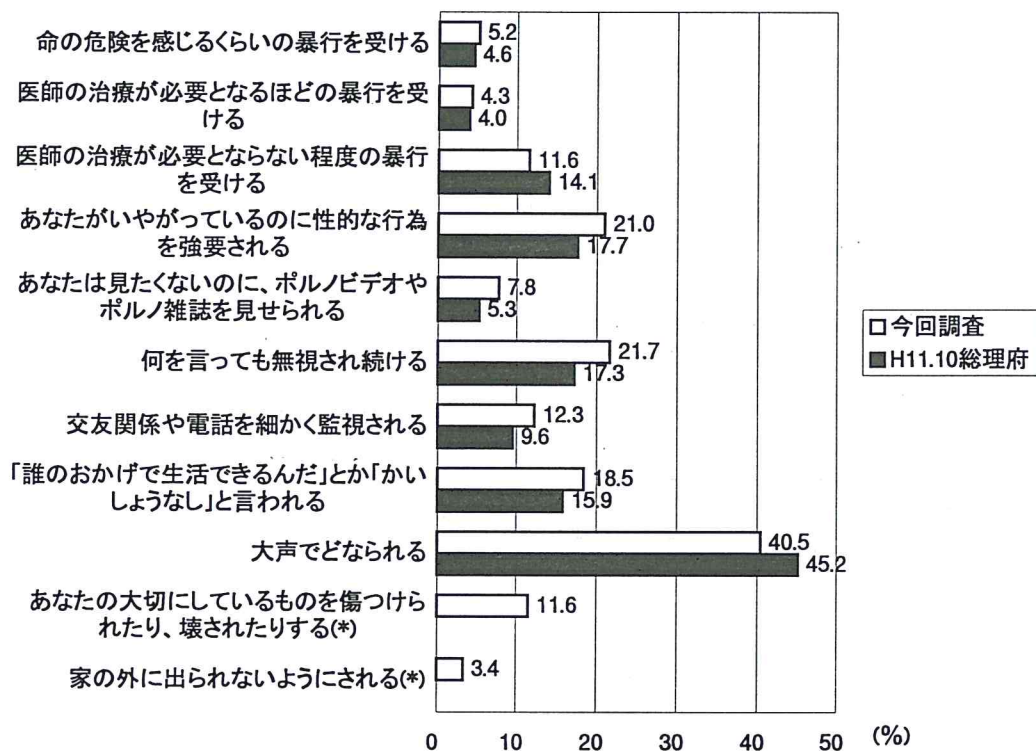
男女別集計

女性で「深刻な暴力を受けた」が13.9%

「A. 命の危険を感じるくらいの暴行を受ける」「B. 医師の治療が必要となるほどの暴行を受ける」「C. 医師の治療が必要とされない程度の暴行を受ける」のいずれかで「何度もあった」または「1・2度あった」と回答した【深刻な暴力を受けた】人は、女性では全体880人の13.9%にあたる122人に達している。一方、男性では全体669人の3.4%にあたる23人とどまっている。

【「暴力を受けたことがあった」との回答について全国調査との比較】

(女性)



問25：男性が女性に暴力を振るう理由

(金沢市独自調査)

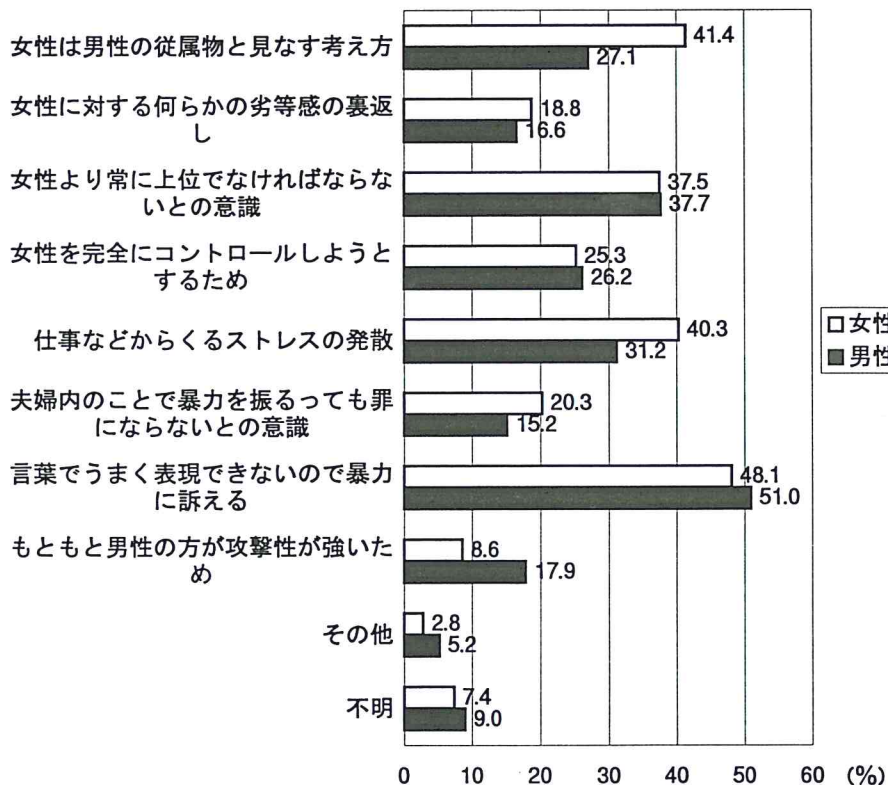
男性が女性に対して暴力を振るうのはなぜだと思いますか。女性に暴力を振るう男性にはどのような意識があると思いますか。次の中から3つまで選んでください。

1. 女性は男性の従属物と見なす考え方
2. 女性に対する何らかの劣等感の裏返し
3. 女性より常に上位でなければならないとの意識
4. 女性を完全にコントロールしようとするため
5. 仕事などからくるストレスの発散
6. 夫婦内のことで暴力を振るっても罪にならないとの意識
7. 言葉でうまく表現できないので暴力に訴える
8. もともと男性の方が攻撃性が強い
9. その他 ()

男女別集計

女性で高い「女性は男性の従属物と見なす考え方」「仕事から来るストレスの発散」

【男女別集計】



問26：暴力が子どもに及んでいないか

(金沢市独自調査)

あなたの家庭では、子どもにまで暴力が及んだことはありますか。

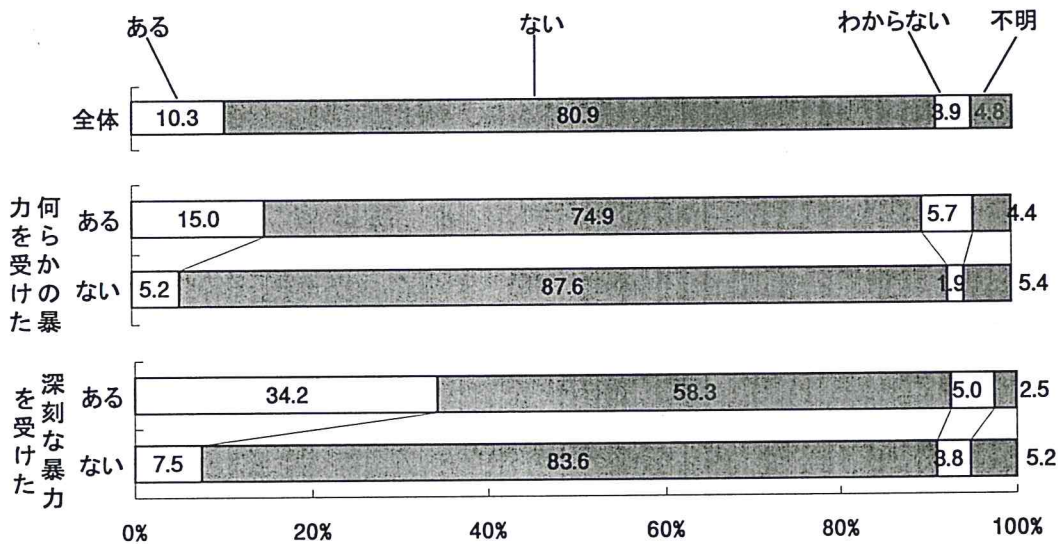
1. ある 2. ない 3. わからない 4. 子どもはいない

(この設問は全員を対象としているが、集計は問5で子どもがいると回答した1133人を対象とした。「4. 子どもはいない」との回答は「不明」として扱っている。)

暴力を受けた経験の有無による集計

「深刻な暴力を受けた」人の約3分の1で子どもに暴力が及んでいる

【暴力の有無別集計】



問 27 : 暴力をなくし被害者を救済する方法

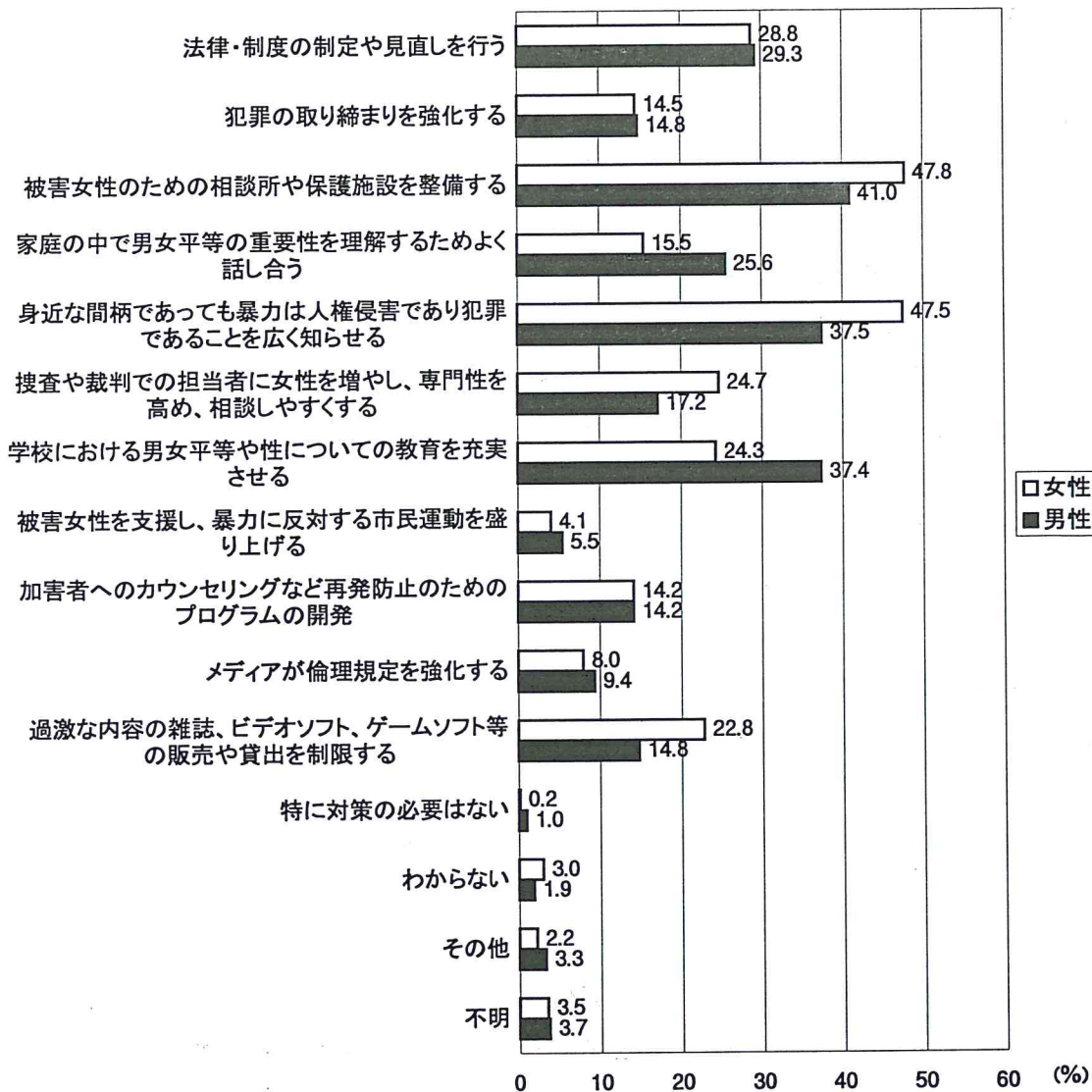
夫やパートナーからの女性に対する暴力などをなくし、被害者を救済するにはどうしたらよいと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

1. 法律・制度の制定や見直しを行う
2. 犯罪の取り締まりを強化する
3. 被害女性のための相談所や保護施設を整備する
4. 家庭の中で男女平等の重要性を理解するためよく話し合う
5. 身近な間柄であっても暴力は人権侵害であり犯罪であることを広く知らせる
6. 捜査や裁判での担当者に女性を増やし、専門性を高め、相談しやすくする
7. 学校における男女平等や性についての教育を充実させる
8. 被害女性を支援し、暴力に反対する市民運動を盛り上げる
9. 加害者へのカウンセリングなど再発防止のためのプログラムの開発
10. メディアが倫理規定を強化する
11. 過激な内容の雑誌、ビデオソフト、ゲームソフト等の販売や貸出を制限する
12. 特に対策の必要はない
13. わからない
14. その他（具体的に： _____)

□ 男女別集計

女性は被害者支援・啓発を、男性は家庭での話し合い・学校教育を重視

【男女別集計】



■男女共同参画社会の実現に関するまとめ

問28、問29は、「男女共同参画について」として、男女共同参画社会の実現のために必要なこと、そして、自分自身にできることは何かを尋ねた。いずれも、平成8年の設問と同様であり、この間の変化を把握することも目的となっている。

男女共同参画社会の実現のために必要なこととしては、「男女ともに能力を発揮できる環境や機会を充実させる」とした環境の整備が平成8年調査と同様に5割を超えた。

男女で意識差が見られたのは、「仕事優先、企業中心の考え方を改める」で男性が女性より高く、「育児や介護などを男女がともに担うための制度やサービスを充実させる」で女性が男性より高い回答を示したことである。

経年比較で変化が見られたのは、「男女の役割分担に関する固定的な考え方を改める」と「男女の差別を人権の問題としてとらえる意識を持つ」でポイントが上がっていたことである。また、「女性の能力を正当に評価する」でポイントが上がり、「女性自身が意欲や能力を向上させる努力をする」でポイントが下がっていたことである。このことは、社会全体として女性が能力を発揮できる環境が進みつつあることのあらわれと思われる。

男女共同参画社会の実現のために自分自身ができることについては、「男女がお互いの立場を尊重し合う」と「自分の身の回りのことは自分でする」で、平成8年調査と同様に依然として高い割合を示した。また男女間の意識に違いが出たのは、女性は男性に「精神的自立」を求めるのに対し、男性は「男女間で話し合いの機会を持つ」を挙げている点である。

両問の関連で見ると、男女共同参画社会の実現のために、「男女がともに能力を発揮できる環境や機会を充実させる」ことが必要としているにもかかわらず、自らができることは「自分の身の回りのことは自分でする」といった当然のことや、「男女がお互いの立場を尊重し合う」といった観念的な回答にとどまり、自らの努力を必要とする項目が少ない。

男女共同参画社会の実現のためには、行政の取り組みとともに、市民一人ひとりがこの問題をそれぞれ自分の問題として捉え、問題解決に取り組んでいくことが必要と思われる。

問28：男女共同参画社会の実現のために必要なこと

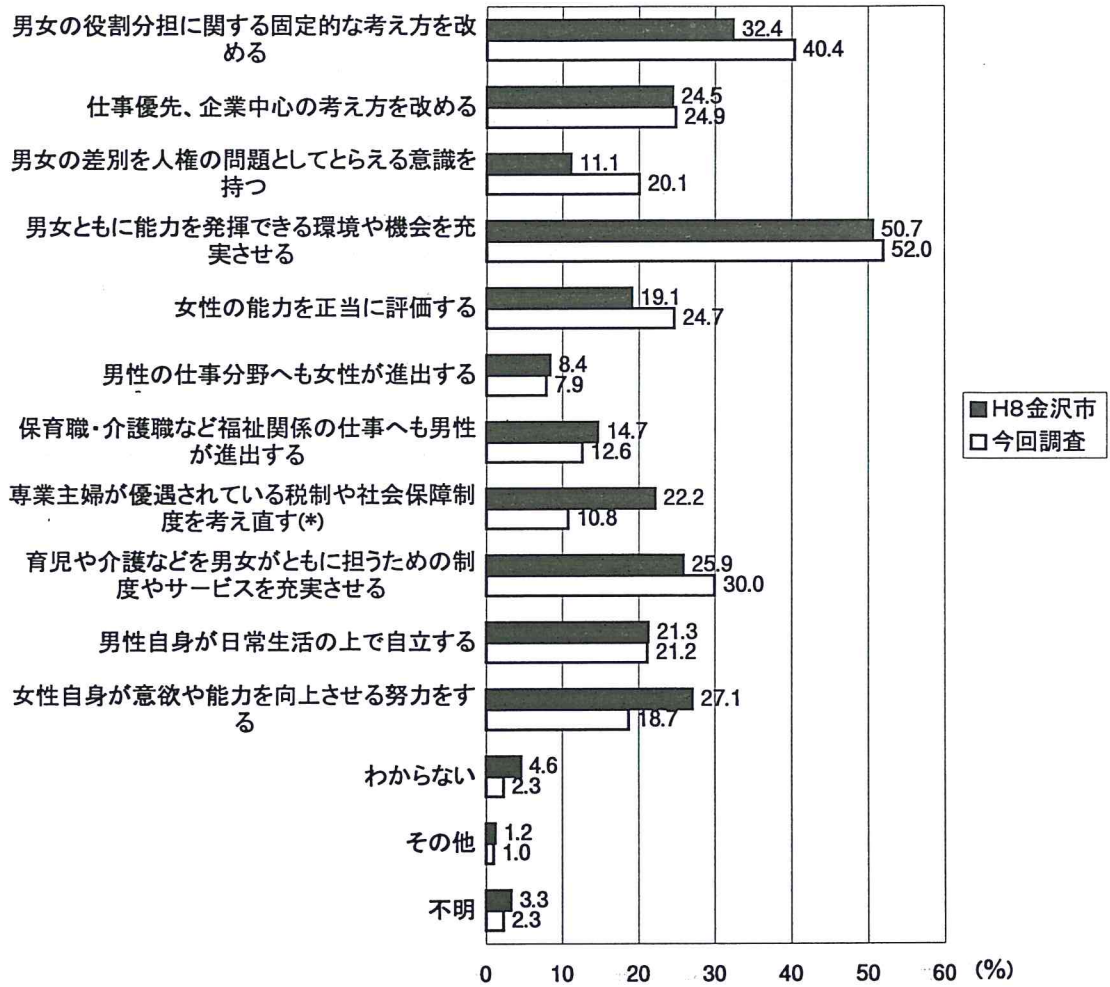
今後、男女共同参画社会の実現のために、どのようなことが大切だと思いますか。あなたのお考えに近いものを3つまで選び、該当する番号に○をつけてください。

1. 男女の役割分担に関する固定的な考え方を改める
2. 仕事優先、企業中心の考え方を改める
3. 男女の差別を人権の問題としてとらえる意識を持つ
4. 男女ともに能力を発揮できる環境や機会を充実させる
5. 女性の能力を正當に評価する
6. 男性の仕事分野へも女性が進出する
7. 保育職・介護職など福祉関係の仕事へも男性が進出する
8. 専業主婦が優遇されている税制や社会保障制度を考え直す
9. 育児や介護などを男女がともに担うための制度やサービスを充実させる
10. 男性自身が日常生活の上で自立する
11. 女性自身が意欲や能力を向上させる努力をする
12. わからない
13. その他 ()

全体集計

「男女ともに能力を発揮できる環境や機会の充実」…52.0%

【全体集計】

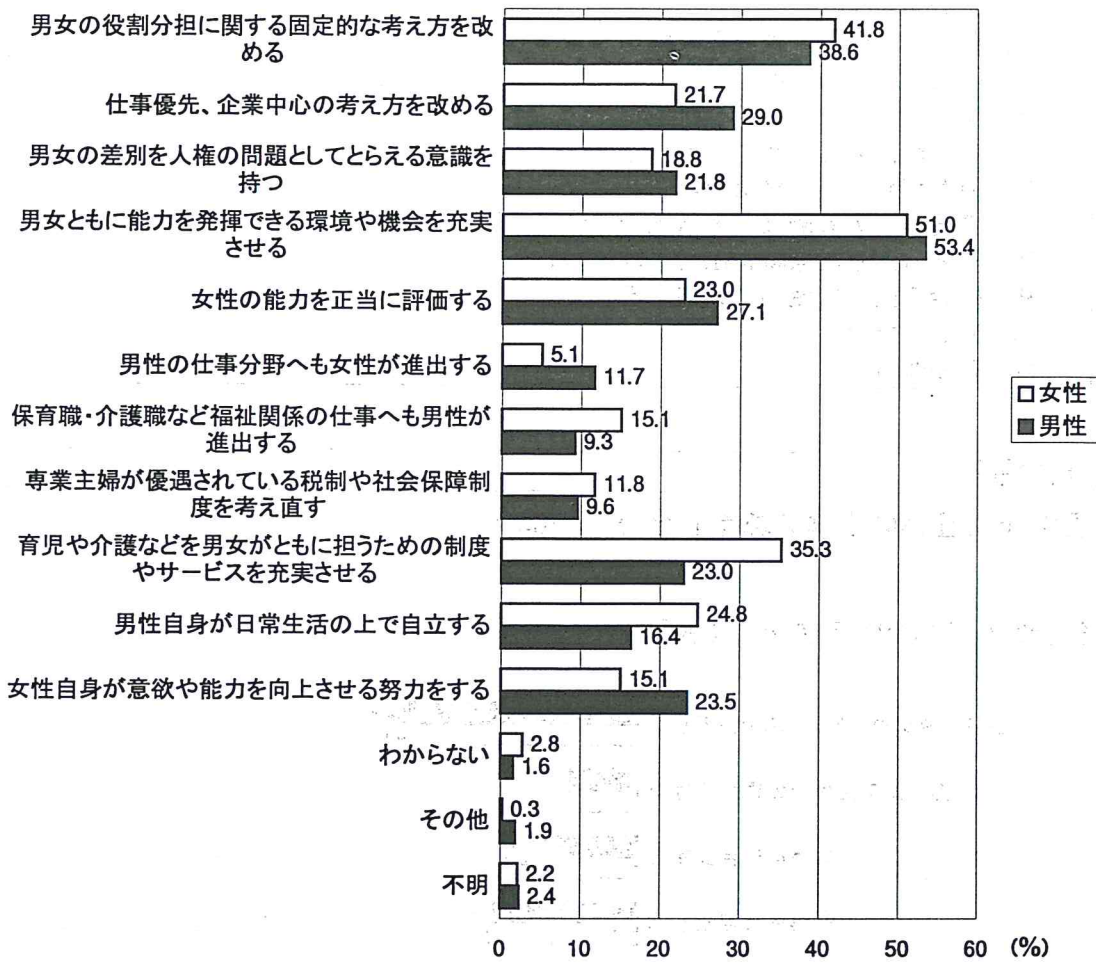


(*)平成8年調査では「専業主婦のための税制や社会保障制度を考え直す」

□ 男女別集計

女性「育児や介護などの制度の充実」、男性「仕事優先を改める」

【男女別集計】



問 29：男女共同参画社会の実現のためにあなた自身にできること

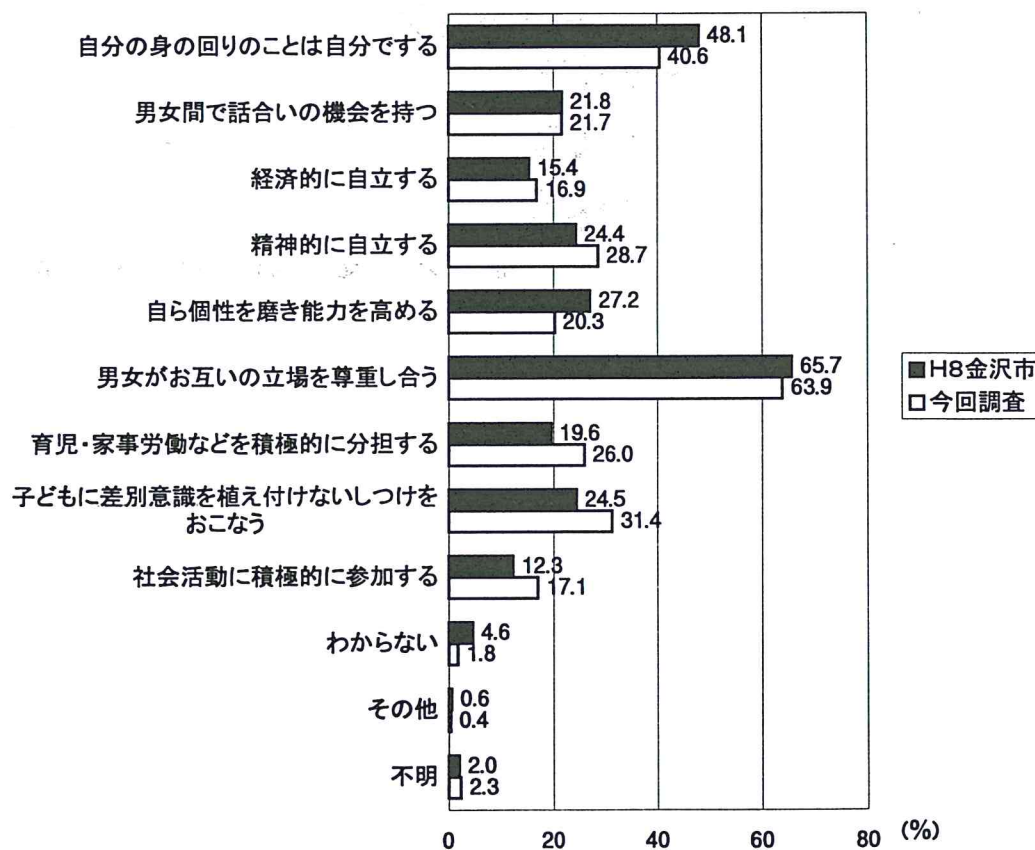
男女共同参画社会の実現のために、あなた自身にできることは何ですか。できると思うことを3つまで選び、該当する番号に○をつけてください。

1. 自分の身の回りのことは自分でする
2. 男女間で話合いの機会を持つ
3. 経済的に自立する
4. 精神的に自立する
5. 自ら個性を磨き能力を高める
6. 男女がお互いの立場を尊重し合う
7. 育児・家事労働などを積極的に分担する
8. 子どもに差別意識を植え付けないしつけをおこなう
9. 社会活動に積極的に参加する
10. わからない
11. その他 ()

全体集計

「男女がお互いの立場を尊重し合う」…63.9%

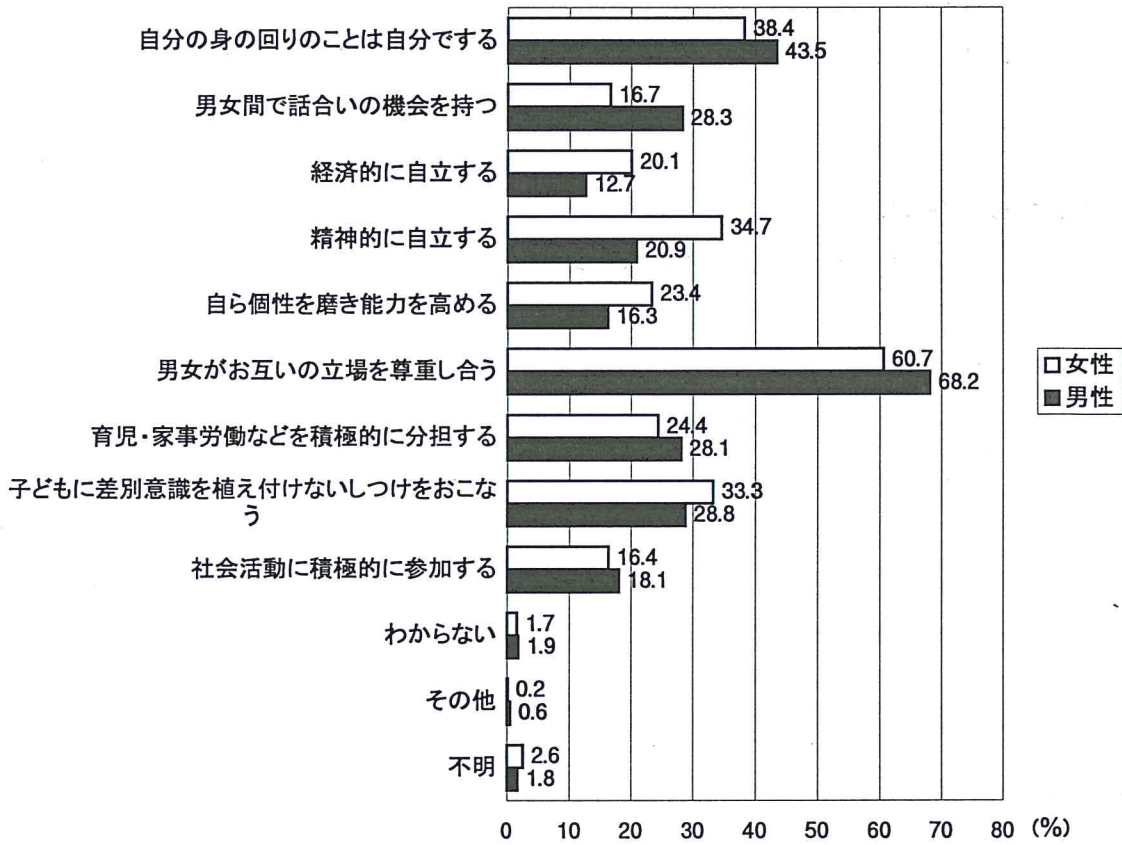
【全体集計、平成8年調査との比較】



□ 男女別集計

女性は精神的・経済的な自立、男性は互いの立場の尊重

【男女別集計】



■平成8年調査と今回調査との経年比較について

今回調査の問7、12、13、14、18、28、29の7問については、平成8年調査においても同様の設問をしており、金沢市民の意識がどのように変化したかを明らかにし、その変化についての考察を行った。

また、問7、13、18については、市民の意識の変化を総理府の全国調査とも比較している。

(1) 各設問の特徴

○問7：「男女の役割分担に対する意識」について

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について、同感するかしないかを尋ねる設問である。

今回の結果を平成8年調査と比較すると、性別役割分担に「同感しない方」との回答は7.7ポイント増加(26.3%→34.0%)している。一方、「同感する方」は6.7ポイント減少(21.0%→14.3%)している。なお、総理府の行った同様の調査によると、全国的には、平成7年と12年の5年間に性別役割分担に「同感しない方」との回答が、0.3ポイントの増加(48.0%→48.3%)とどまっている。金沢市では、この4年間に全国的な傾向の後追いながらも、わずかではあるが意識改革が進んだといえよう。しかし、平成12年の金沢市の「同感しない方」との回答は、総理府調査の48.3%と比べ14.3ポイント下回っており、依然として全国水準に満たない状況である。

また、金沢市では「どちらともいえない」との回答が、平成8年調査から一貫して5割前後という大きな値で推移しており、総理府調査と比較しても大きな値となっている。

○問12：「職場における女性の待遇や環境」について

職業を持っていると答えた人を対象に、職場における女性の待遇や環境について募集・採用条件など8つの項目について尋ねる設問である。

平成8年調査と比較すると、「セクシュアルハラスメントがあるように思う」を除いたすべての項目で、「そういうことはないと思う」がいずれも増加しており、職場における女性の待遇や環境は、改善されつつあると評価できる。これは、労働基準法、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の改正にみられる法整備の充実が影響しているものと思われる。また、「セクシュアルハラスメントがあるように思う」で「そういうことはないと思う」が減少したのは、セクシュアルハラスメントに対する認識が高まってきたことのあらわれとも考えられる。

平成8年調査と比べて「そういうことはない」との回答が高い伸びを示したのは、女性

では「募集、採用数や条件が男性より不利である」の11.2ポイント（34.0%→45.2%）、「教育や研修の機会が男性よりも少ない」の7.9ポイント（41.7%→49.6%）、「仕事の内容が、男性の補助的な業務や雑用に限られている」の7.3ポイント（42.0%→49.3%）である。男性では、「能力を正当に評価されていない」の10.0ポイント（41.2%→51.2%）、「賃金が同年齢の男性より低い」の9.3ポイント（27.4%→36.7%）、「昇進、昇格の機会が男性よりも少ない」の8.5ポイント（22.5%→31.0%）であり、男女の意識差があらわれた。

○問13：「女性が職業を持つことについて」

女性が職業を持つことについて、「一生職業を持ち続ける方がよい」という肯定的な回答は1.9ポイント増加（27.9%→29.8%）している。一方、「女性は職業を持たない方がよい」という否定的な回答は0.5ポイントの減少（2.5%→2.0%）、「子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」などの条件付きで認める回答は5.2ポイントの減少（58.4%→53.2%）となっている。総理府の行った同様の調査と比較しても、傾向はほぼ一致するが、「一生職業を持ち続ける方がよい」という肯定的な回答は、総理府調査の方が2.9ポイントの増加（30.2%→33.1%）と、やや伸びが大きい。また、平成12年の金沢市の「一生職業を持ち続ける方がよい」との回答は、総理府調査と比べ3.3ポイント下回る29.8%となっている。

男女別にみると、「一生職業を持ち続ける方がよい」との回答は、女性で1.5ポイントの増加（30.8%→32.3%）となったのに対し、男性で2.8ポイントの増加（23.7%→26.5%）となり、女性に比べ男性で若干伸びが大きくなった。

○問14：「女性が職業を持ち続けていく上での障害」について

平成8年調査とおおむね同じ傾向となっているが、「結婚や出産の際に退職する慣習や圧力がある」との回答で6.1ポイントの低下（30.6%→24.5%）、「賃金、待遇などで不平等な取扱いがある」との回答で2.8ポイントの低下（14.9%→12.1%）となっている。逆に「家事、育児が十分にできない」では2.7ポイントの増加（68.9%→71.6%）、「夫の転勤など家庭の事情がある」では1.5ポイントの増加（13.5%→15.0%）となっている。

このように、女性が職業を持ち続けていく上での障害は、働く場での障害がわずかではあるが低下しており、逆に、家庭に起因するものが増加している。

○問18：「男女の地位の平等感」について

金沢市では、7つの項目すべてにおいて「平等である」が増加している。その中でも高い伸びを示したのは、「職場で」の6.6ポイント（14.8%→21.4%）である。

また、総理府調査では、「平等である」が増加した項目は、「家庭生活で」の0.7ポイント（39.0%→39.7%）と「社会通念や慣習で」の0.2ポイント（15.6%→15.8%）の2つの項目

に留まったことから、男女の地位の平等感については、金沢市の方が意識の変化がやや大きいといえる。しかし、平成12年の金沢市の「平等である」との回答は、総理府調査と比べすべての項目で下回っており、依然として全国水準に満たない状況である。

今回調査の男女別の伸び率をみると、全体として女性よりも男性で平等になったとの評価が高く、男女の意識差があらわれた。

○問28：「男女共同参画社会の実現のために必要なこと」について

平成8年調査からの主な変化としては、「男女の差別を人権の問題としてとらえる意識を持つ」で9.0ポイント（11.1%→20.1%）、「男女の役割分担に関する固定的な考え方を改める」で8.0ポイント（32.4%→40.4%）、「女性の能力を正当に評価する」で5.6ポイント（19.1%→24.7%）それぞれ増加したことが挙げられる。

また、「女性の能力を正当に評価する」でポイントが上がり、「女性自身が意欲や能力を向上させる努力をする」で8.4ポイント下がったことは（27.1%→18.7%）、女性が能力を発揮できる環境が進みつつあることのあらわれと思われる。

○問29：「男女共同参画社会の実現のためにあなた自身にできること」について

平成8年調査と比較すると、「自分の身の回りのことは自分でする」で7.5ポイント（48.1%→40.6%）、「自ら個性を磨き能力を高める」で6.9ポイント（27.2%→20.3%）それぞれ減少し、逆に「子どもに差別意識を植え付けないしつけをおこなう」で6.9ポイント（24.5%→31.4%）、「育児・家事労働などを積極的に分担する」で6.4ポイント（19.6%→26.0%）それぞれ増加した。

このように、男女共同参画社会の実現のための積極的な回答が増加している。

（2）各設問相互の関連性

○性別役割分担意識からみた関連性

問7において、性別役割分担意識に「同感しない方」との回答は、平成8年調査に比べ7.7ポイント増加（26.3%→34.0%）している。一方、これと密接に関係のあると思われる問13（女性が職業を持つことについて）の「一生職業を持ち続ける方がよい」との回答については、1.9ポイントの増加（27.9%→29.8%）に留まっている。

また、問18（男女の地位の平等感）の、性別役割分担意識を含む「社会通念や慣習で」の平等感の増加が2.4ポイント（9.3%→11.7%）にとどまっていることや、問28（男女共同参画社会の実現のために必要なこと）の「男女の役割分担に関する固定的な考え方を改める」が8.0ポイント増加（32.4%→40.4%）したことは、依然として性別役割分担意識が社会全体に残っていることのあらわれと思われる。

○職業生活からみた関連性

問12の職場において女性が不利益を被っていないかとの設問で、「そういうことはないと思う」との回答が、「募集、採用数や条件が男性より不利である」で9.3ポイント増（32.1%→41.4%）、「教育や研修の機会が男性よりも少ない」で8.5ポイント増（42.5%→51.0%）、「賃金が同年齢の男性より低い」で8.3ポイント増（25.8%→34.1%）、「能力を正當に評価されていない」で8.3ポイント増（37.2%→45.5%）と高い伸びを示している。

また、問14（女性が職業を持ち続けていく上での障害）においては、「結婚や出産の際に退職する慣習や圧力がある」で6.1ポイントの減少（30.6%→24.5%）、「賃金、待遇などで不平等な扱いがある」で2.8ポイントの減少（14.9%→12.1%）している。

さらに、問18（男女の地位の平等感）で「平等である」との回答の伸び率が最も高くなった回答は、「職場で」であり6.6ポイントの増（14.8%→21.4%）となった。

これらの職場環境の改善を感じている人の増加は、制度の着実な実行という課題も依然として残っているが、法整備の影響のあらわれといえる。

○家庭生活からみた関連性

女性が職業を持ち続けていく上での障害では、問14によると「家事、育児が十分にできない」の2.7ポイントの増加（68.9%→71.6%）と「病人、老人の世話が十分にできない」の0.6ポイントの増加（18.6%→19.2%）がみられ、家庭での男女共同参画が進んでいないことがうかがえる。

しかし、問28（男女共同参画社会の実現のために必要なこと）の「育児や介護などを男女がともに担うための制度やサービスを充実させる」で4.1ポイントの増加（25.9%→30.0%）していることや、問29（男女共同参画社会の実現のためにあなた自身にできること）の「育児・家事労働などを積極的に分担する」で6.4ポイントの増加（19.6%→26.0%）がみられたことから、家庭での男女共同参画の必要性が、徐々にではあるが、認識されはじめていることがうかがえる。

（3）まとめ

男女共同参画社会を推進していく上で障害となっている「男は仕事、女は家庭」という男女の性別役割分担意識は、平成8年と比較して一定の変化がみられる。すなわち、男女の役割分担に「同感しない方」との回答が7.7ポイント増加（26.3%→34.0%）するとともに、「同感する方」との回答が6.7ポイント減少（21.0%→14.3%）していることである。これは平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法等にみられる法整備の充実と、行政やマスコミの啓発活動、そして、市民の意識の向上が一定の成果を上げていることのあら

われといえる。ただし、金沢市では性別役割分担意識について「どちらともいえない」とする中間層が、平成8年より一貫して5割前後を占めている。

また、職業生活と家庭生活の両立については、職業生活に関しては、法制度の充実によりある程度の改善方向に向いつつあるといえるが、家庭生活については、職業生活に比べ変化が少ない。しかし、男女共同参画社会の実現のために必要なこととして「育児や介護などを男女がともに担うための制度やサービスを充実させる」で4.1ポイントの増加(25.9%→30.0%)したことや、男女共同参画社会の実現のためにあなた自身にできることとして「育児・家事労働などを積極的に分担する」で6.4ポイントの増加(19.6%→26.0%)がみられたことから、家庭での男女共同参画の必要性についても、少しずつ認識されはじめていることがうかがえる。

以上、平成8年調査との経年比較においては、性別役割分担、職場における女性の待遇や環境、男女の地位の平等感などにおいて、全国的な傾向の後追いながらも、少しずつではあるが男女共同参画社会の実現に向けての、市民の意識改革が着実に進んでいる。

このような状況を踏まえて、これからの自治体に課せられた使命は、家庭・地域・職場・学校など様々な領域において、地道な啓発活動を継続することや地域性を考慮した施策を一步一步着実に実施することが何よりも重要であると考えられる。

※ グラフについては前頁や、本編報告書を参照。

H市民生活
+男女共同参画
男女共同参画